

関東ブロック「産学官連携ビジネス交流会」を開催



平成16年12月6日（月）、平成16年度「大学知的財産本部整備事業」における地域連携ネットワークの構築に係る事業 関東ブロック「産学官連携ビジネス交流会」が開催されました。
なお、詳細については、6頁をご覧ください。

目 次

学 内 の 動 き 3

産官学連携・知的財産センター玄関オブジェ「輝泡燈」除幕式
 大学教育センターセミナー開催
 第46回農工祭
 FSセンター収穫祭
 東京農工大学同窓会（西川公也君・林田彪君を励ます会）
 平成16年度 永年勤続者表彰状授与式
 平成16年度 子供科学教室
 産官学連携ビジネス交流会を開催
 チュラロンコン大学一行による表敬訪問
 「新潟中越地震」義援金の授与式、
 及び新潟協力隊（学生ボランティア）公開報告会開催
 平成16年度大学院12月修了式・学位記授与式
 新年賀詞交換会
 平成17年度大学入試センター試験
 研究支援・産学連携チーム事務職員が表彰
 教育褒章制度最優秀講義賞（ベストティーチャー賞）授与式
 新馬術施設完成記念式・祝賀会を挙行
 華東理工大学副学長の表敬訪問
 学長選考結果
 事務組織の再編について
 講演会特集

規 則 等 14

人 事 異 動 63

行 事 11月、12月、1月 64

シリーズ

F M多摩丘陵（波丘地）の植物 その17 裏表紙

早春の草花から

農工大の樹 裏表紙

その53 カヤ

学内の動き

◎ 産官学連携・知的財産センター玄関オブジェ『輝泡燈』除幕式

11月9日(火)産官学連携・知的財産センター玄関前に新しい三本の光のオブジェ「輝泡燈」が誕生し、除幕式が行われました。

学内外の関係者 50 名ほどが出席する中、宮田学長と堀尾教授の手により白い幕が引きおろされ、宮田学長、センター長の北嶋理事をはじめとする関係者のスピーチ、音楽演奏、歓談がおこなわれました。

このオブジェは、BASE 堀尾教授が 20 年来暖めてきた着想に基づいて、渡辺林太郎氏(鎌倉在住の造形作家)が、本学および(株)徳寿工作所(粉体機械メーカー)の支援により開発・作成されました。本体は、高さ 2m 直径 200 ミリのアクリル製 2 重管の間に入れた 200 ミクロン程度の粒状活性炭を空気で流動化した塔で、管の内側には手漉きの和紙が貼られ、和紙を通したやわらかな光が、黒い粉体層の中で躍動する気泡の複雑な動きを浮かび上がらせています。

なお、朝 9 時から夜 8 時まで点灯され、センター玄関を演出しています。



(オブジェの説明する堀尾教授)

◎ 大学教育センターセミナーを開催

年 11 月 12 日(金) および、12 月 20 日(月) に相次いで第 1 回、第 2 回大学教育センターセミナーが開催されました。

第 1 回セミナーは「導入教育をめぐって」をテーマに、小金井キャンパス 11 号館多目的会議室で開催されました。当日は、新潟大学農学部の箕口秀夫助教授と本学工学教育部亀田正治助教授を講師に迎え、それぞれ「スタディスキルズの実践から」及び「基礎ゼミの実践から」と題された講演が行われました。その後の総合討論「導入教育のこれからを考える」では、出席した 36 名の教職員と講演者との間で活発な意見交換が行われました。

参加者からは、「導入教育の必要性を強く感じた」「新潟大学の事例は大変勉強になった」「さまざまな先生方の意見を聞くことができ大変参考になった」などの意見が寄せられました。

第 2 回セミナーは「学力低下問題とその対応」をテーマに、府中キャンパス学生部事務棟 C 会議室で開催され、東京都教育庁指導部統括指導主事田中均氏を講師として、「高等学校の現状と課題—都立進学校のカリキュラム分析を手がかりに」と題する講演が行われました。引き続き駿台教育研究所次長久保慶洋氏による「大学を取り巻く環境変化と対応策について—東京農工大学の現状と課題」と題し、受験生の学力状況を示す詳細な資料を基に講演されました。

両講演の後、参加した 34 名の教職員との間で質疑応答が熱心に行われました。アンケートからは、「大学で教育を変える切実な証拠が得られた」「大学の講義・実習にも参考になった」などの感想が寄せられました。



(第 2 回セミナーの様子)

◎ 第46回 農工祭開催

11月12日（金）～14日（日）までの3日間、農学部が「彩（いろどり）」、工学部が「Re:active」をテーマに、第46回農工祭を開催しました。

府中キャンパスでは、環境に配慮した「エコレンピ」の模擬店などの取り組みの紹介、例年好評の野菜市、植木市、味噌・乳酸菌飲料の販売の他、馬場では、体験乗馬など一般開放も行われました。

また、小金井キャンパスでは、恒例のお笑いライブが開催されたほか初の試みとして、プロレス興行、麻雀ゲーム大会など多彩な催し物が行われました。両キャンパスともに、研究室の公開や研究内容の紹介などもあり、多数の来学者で終日、大いに賑わいました。



◎ F Sセンター収穫祭

11月30日（火）、農学部附属F Sセンターにおいて収穫祭が行われました。

収穫祭は、その年の収穫を祝い感謝するお祭りで、今年度学生実習で汗を流した生物生産学科の2年生が主体となり準備し、FM府中で採れた作物で豚汁・赤飯等を作り、参加した多数の学生・教職員とともに収穫物を味わい、交流を深めました。また、利き酒大会や綱引きなど各種イベントも催され、今年の収穫を喜び合いました。



◎ 東京農工大学同窓会 西川公也君・林田彪君を励ます会

平成 16 年 10 月小泉内閣の改造にあたり、本学卒業生の西川公也さん（農 40 卒）林田彪さん（林 42 卒）が総理府副大臣に就任しました。平成 16 年 4 月から国立大学の法人化が実施され、更に少子化に伴い今後国立大学の統合・合併が予想される大きな時代の激流の中で、今まで経験しなかった大きな試練のなかで生き残りをかけて母校は奮闘しており、母校の発展は官・学・民の三者の緊密な連携のみによってはじめて達成されます。この重要な時期に、両君が揃って副大臣に就任された事は、象徴的な慶事であり、これを機会に同窓生にも有形無形のご支援を御願いたいとの要望が多数集まり、平成 16 年 12 月 1 日 18:30 より高輪・ホテルパシフィック東京「万葉の間」で両副大臣を励ます会が開かれました。出席者は同窓、大学教職員で 200 名を超え、今回学生も招待し 20 名が参加しました。

畑中孝晴同窓会会長と宮田清蔵学長の祝辞の後、西川公也新副大臣の答辞があり頼もしい抱負を語られました。両氏の前途を祝して力強く杯を挙げました。副大臣就任早々、中越地震の復旧支援に現場で陣頭指揮を取られていた林田彪新副大臣も最終便で駆けつけ、現場の報告など連日の激務のなかでの力強い答辞をいただきました。

多くの出席者から祝辞をいただき、新潟現地でボランティアとして復旧に奮闘している本学学生もおり、出席者から拋出された義捐金を学長にお渡ししました。大学歌の合唱でお開きとなり、感銘深い祝賀会になりました。

澤渡弘幸（林 33 年）



◎ 平成 16 年度永年勤続者表彰状授与式

12 月 2 日（木）、50 周年記念ホールにおいて、永年勤続者表彰状授与式が行われました。今年度は、勤続 20 年以上で本学勤務 10 年以上の 13 名の教職員の方が授与されました。

表彰状と記念品の贈呈後、学長からお祝いのあいさつ、被表彰者を代表して青木正敏教授からあいさつがありました。

表彰状を授与された教職員の方は、次のとおりです。



青 木 正 敏
岩 崎 好 孝
坂 本 誠
東 城 清 秀
本 林 隆

伊 藤 正 浩
加 賀 谷 悦 子
佐 藤 敬 一
野 間 竜 男

井 村 俊 明
駒 野 亮
佐 藤 義 明
松 田 浩 珍

（50 音順、敬称略）

◎ 平成16年度 子供科学教室

工学部附属繊維博物館では、平成16年度子供科学教室を計8回開催しました。しかし、自由な時間を持っている子供は、4人に1人くらいと言われているほど、子供達がいそがしいからでしょうか、土曜日の午前に実施しているにも関わらず、参加者が非常に少ないという残念な結果となってしまいました。

この子供科学教室はボランティアで本学教員が講師を担当し、それぞれ工夫をこらした渾身の実験講義をしています。参加者が少ないと意欲を失いがちになりますが、開催することにより子供の勉学意欲や学力がすこしでも向上し、この子供科学教室参加者の中から、明日の科学技術立国を担う子供が出てくることを願っています。

◎ 平成16年度「大学知的財産本部整備事業」における地域連携ネットワークの構築に係る事業 関東ブロック「産学官連携ビジネス交流会」を開催

12月6日(月)、産学の対話とコミュニケーションを深め、一層の連携推進を図ることを目的として平成16年度「大学知的財産本部整備事業」における地域連携ネットワークに係る事業 関東ブロック「産学官連携ビジネス交流会」が学術総合センター(千代田区一ツ橋)において文部科学省との共同主催により開催されました。

文部科学省 清水 潔研究振興局長の開会挨拶、経済産業省 齋藤 浩産業技術環境局長及び新日本監査法人 水嶋 利夫理事長の来賓挨拶の後、宮田学長をモデレーターに、セイコーエプソン株式会社 安川 英昭取締役会長から「産業界と大学の共生に向けて」と題して、特別講演がありました。引き続き行われた「産学の対話」をテーマとする4つの分科会では、ネットフォーラム上の議論も交え、かなりまとまった論議が展開されました。

また、「研究シーズとニーズとの交流セミナー」では、機械、電機、情報、化学、バイオ・医学・その他の5つ技術分野別に研究シーズが紹介され、参加者が会場に入りきれない場面も見られました。ビジネス交流会全体として800名を越す来場者となり、単独のイベントとしては、学術総合センター始まって以来の規模となる盛況ぶりでした。

関東ブロックの大学知的財産本部整備事業採択機関

筑波大学、群馬大学・埼玉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京農工大学、東京工業大学、東京海洋大学、電気通信大学、横浜国立大学、慶應義塾大学、東海大学ほか2機関、東京理科大学ほか2機関、日本大学、明治大学、早稲田大学、国立情報学研究所ほか12機関、東京都立大学ほか3機関



◎ チュラロンコン大学副学長一行による表敬訪問

12 月 15 日（水）、タイ・チュラロンコン大学から Soottiporn Chittmittrapap 副学長他 9 名の表敬訪問がありました。

当日は、大学交流間協定にもとづく今後の交流について意見交換が行われたほか、Thailand-Japan プロジェクトについて、本学関係者も交えて意見交換が行われました。

また、本学が取り組んでいる 21 世紀 C O E プログラムやその他の研究活動に関する紹介では熱心な質疑応答も行われました。

この後、チュラロンコン大学から本学に留学中の学生たちを交えて懇談が行われました。



(懇談後の記念撮影)

◎ 「新潟中越地震」義援金の授与式 および 東京農工大学新潟協力隊公開報告会を開催

先般、本学卒業生有志から、平成 16 年 10 月 23 日に発生した新潟中越地震における本学在校生関係被災者及びボランティア活動団体「新潟協力隊」に対してご寄附をいただきました。

ご寄附は、12 月 22 日学長室において、被災学生の見舞金及びボランティア団体の援助金としてお渡ししました。

ご寄附いただきました皆様には厚く御礼申し上げます。

同日午後、農学部 2 号館において、「東京農工大学新潟協力隊公開報告会」が開催されました。

このボランティアは、阪神・淡路大震災においてボランティア活動が行われたことを知った農学部の学生が中心となり「被災者の方々の力になりたい。何か出来ることはないか」と組織され、新潟県中越地震で被災した川口町木沢地区を中心に、ボランティア活動が行われてきました。

当日は、新潟協力隊代表（氏橋君：農学部 2 年）等による活動主旨、乾燥機を 2 台寄贈したこと、現地報告として、食事準備等の緊急支援から、瓦礫の撤去や学生がパイプ役となり大学教員等の専門家による知識支援等の復興支援へと変化していることが報告されました。また、棚田や養鯉池等が損壊してしまったため、地域住民が将来への不安をかかえていることも報告されました。

会場からは、現地の農業施設等に対し活動できることはないか、実地調査が今後可能なのか等の質問があり、新潟協力隊に対する期待が感じられました



(報告をする学生)

◎ 平成16年度大学院12月修了式・学位記授与式

12月22日（水）、学長室において、平成16年度大学院12月修了式・学位記授与式を挙行了しました。工学教育部博士後期課程1名及び論文博士として工学教育部1名に学位記が授与されました。式では、修了生一人ひとりに学位記が授与され、宮田学長から告辞がありました。



(学位記の授与)

◎ 新年賀詞交歓会

1月4日（火）、50周年記念ホールにおいて、平成17年度新年賀詞交歓会が行われました。当日は、理事・監事・部局長等のほか多数の職員が出席し、学長による年頭のあいさつの後、和やかに懇談が行われました。



(年頭のあいさつを行う宮田学長)

◎ 平成17年度大学入試センター試験

平成 17 年度大学入試センター試験が 1 月 15 日（土）、16 日（日）に行われました。

本学では、小金井キャンパスを会場として実施されました。

なお、受験状況は以下のとおりです。



平成 17 年度大学入試センター試験受験状況

日時	教 科	小金井キャンパス試験場		
		志願者数	受験した者数	受験しなかった者数
第 1 日目 15 日 (土)	外 国 語	1974	1685 (85.4%)	289 (14.6%)
	地理歴史	1974	938 (47.5%)	1036 (52.5%)
	理 科 ①	1974	491 (24.9%)	1483 (75.1%)
	理 科 ②	1974	611 (31.0%)	1363 (69.0%)
	理 科 ③	1974	304 (15.4%)	1670 (84.6%)
第 2 日目 16 日 (日)	国 語	1974	1484 (75.2%)	490 (24.8%)
	数 学 ①	1974	963 (48.8%)	1011 (51.2%)
	数 学 ②	1974	838 (42.5%)	1136 (57.5%)
	公 民	1974	662 (33.5%)	1312 (66.5%)

◎ 研究支援・産学連携チーム事務職員が表彰

1 月 17 日（月）、東京農工大学職員表彰規程に基づき、産官学連携事務を担当する「研究支援・産学連携チーム」が表彰されました。この表彰は、産業界から見た大学の技術移転や事務処理の評価に関する、経済産業省が実施したヒアリング調査の中間集計において、東京農工大学が全国第 1 位になったとの新聞報道を受けて行われたものです。

宮田学長から「国立大学法人化前から本学は産学連携をアクティブに推進してきたが、その影で業務の効率的な改善に積極的に取り組み、全国第 1 位の評価を得、広く報道されたことは誠に喜ばしい。事務部門の高い評価が新聞に掲載されることは稀なことであり、今後の励みになるよう表彰した。更なる業務改善と企業への適切な対応を期待している。」との祝辞とともに表彰状が授与されました。

また、同チームからは「今後とも、企業から一層高い評価を得ることができるよう努力し、本学の発展と産学連携の推進に寄与していきたい」と抱負を語っていました。



◎ 教育褒章制度最優秀講義賞（ベストティーチャー賞）授与式

1月19日（水）工学部総合会館第2食堂において、工学部教育褒章制度最優秀講義賞（ベストティーチャー賞）授与式が行われました。

今回は、生命工学科の長澤和夫助教授・機械システム工学科の桑原利彦教授の2名が受賞しました。松永工学部長から両教員に教育経費及び記念品を、候補者全員に記念品が贈呈されました。

この表彰制度は、学部における教育方法の技術的向上および教育者としての大学教員の地位的向上をはかることを目的とし、平成11年度から導入され、今回で6度目となります。

受賞者選考に当たっては、昨年11月に実施した学生へのアンケートから各学科が候補者を推薦し、12月20日と22日に選考会が行なわれました。また、選考会では各候補者による講演が行われ、学生から支持された理由、今後のFD活動への展望・抱負等も含めた意見が述べられました。その後、教育委員会を中心とする選考委員の投票により決定しました。



（受賞した 桑原教授 と 長澤助教授）

◎ 新馬術施設（農学部キャンパス）完成記念式・祝賀会を挙行

1月22日（土）、新馬術施設完成式・祝賀会が開催されました。

式には、来賓・教職員・馬術関係者など約100名が出席し、来賓の挨拶に続いて、施設の説明と見学会、そして馬術部員等による障害飛越のデモンストレーションが行われました。祝賀会終了後は、招待された多くの教職員や子供たちが馬術部とミニホースの会の指導のもと、乗馬や馬車など馬とのふれあいを楽しみました。

この新馬術施設は、厩舎（馬18頭収容）、馬場（45m×75m）、円馬場（直径10m）、洗い場（5頭分）、飼料庫、糞置き場および馬科学教育研究センターから成る近代的な施設となっており、厩舎内には、学生実習用として馬用の柵場（馬を入れて治療などに使用する設備）も設置されています。また、馬場に併設された2階建の馬科学教育研究センターには、これまで獣医学教育で使用してきた馬関連標本や馬関連学術書を展示し、教育と研究への活用を計画しています。

今回完成した新馬術施設は、馬にも人にも優しい施設となっており、将来は本学の地域社会への貢献にも役立つと期待されています。



（外観）



（障害飛越のデモンストレーション）

◎ 華東理工大学副学長の表敬訪問

1 月 24 日（月）、本学との協定校である中国・華東理工大学から馬 录副学長他 1 名の表敬訪問がありました。

宮田学長から、歓迎の挨拶の後、瀬田広報・国際担当副学長、北嶋研究担当副学長が同席し、大学間交流協定にもとづく今後の交流及び産学連携への取組みについて意見交換が行われました。



次期学長に小畑生物システム応用科学教育部長を選出

12 月 14 日、学長選考会議は、宮田現学長の任期満了（任期：平成 13 年 5 月 1 日～平成 17 年 4 月 30 日）に伴う学長選考を実施し、次期学長候補者として小畑秀文生物システム応用科学教育部長を選考したことを公表しました。次期学長の任期は平成 17 年 5 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日まで。

学長選考については、国立大学の法人化に伴い、学長選考会議が独自の規程を定めて候補者を選考することとなり、本学の学長選考会議は、経営協議会外部委員 3 人、教育研究評議会委員 3 人、総務担当理事 1 名の計 7 人の委員で構成され、三輪睿太郎経営協議会委員を議長に選出し、5 月 11 日から 4 回の会議を開催し、選考方針や選考手続等を決定してきました。

11 月 1 日～ 19 日の間、学長選考会議による学長候補者の公募を行ったところ、小畑生物システム応用科学教育部長、宮田現学長の両氏から応募があり、12 月 7 日に学長選考会議と候補者との面談が行われました。

12 月 8 日には学長選考会議による教職員に対する学長候補者選考に係る意向調査が実施されました。9 時から 17 時まで府中地区と小金井地区の 2 カ所で行われ、教育職員、技術職員、事務職員の参加資格者 636 名のうち 88% 強にあたる 564 名が調査票を提出し、意向調査実施事務局により即日集計されました。

12 月 10 日、学長選考会議が開催され、両候補者の所信、面談、意向調査結果等を参考に選考を行い、小畑秀文氏を次期学長候補者として決定しました。本学は、これを受け、文部科学大臣に学長候補者の申し出を行い、新学長は平成 16 年 5 月 1 日付けで正式に発令される予定です。

事務組織の再編が正式にスタート

事務組織の再編が10月1日からの試行期間を経て、12月1日より正式にスタートしました。今回の事務組織再編の特徴は、以下のとおりです。

1. 今までの部・課・係という明確な所掌分野が定められた堅い構造ではなく、業務の繁閑に応じてより柔軟な対応が可能になるグループ・チーム制としたこと。
2. グループは、教育担当副学長グループ、学術・研究担当副学長グループ、広報・国際担当副学長グループ、総務担当副学長グループの4グループ制としたこと。
3. 各副学長のもとに、総括チームリーダー、(部長相当職)、チームリーダー(課長相当職)、副チームリーダー(課長補佐相当職)、係長、主任、係員を置いたこと。

事務組織再編の基本的な考え方は、中期目標・中期計画を実現するため効率的・効果的に業務を推進する観点から、個別にその在り方を決定したことにあり、特に広報・社会貢献、評価、研究協力、産学連携などの分野における企画力を強化するとともに、学生へのサービス事務や経理事務については、現場に根付いて業務を推進する体制の整備を行いました。

事務組織チーム一覧

○教育担当副学長が担当するチーム

- ・学務チーム
- ・大学教育センター支援チーム
- ・入試チーム
- ・府中地区教務・学生支援チーム
- ・小金井地区教務・学生支援チーム

○学術・研究担当副学長が担当するチーム

- ・計画評価チーム
- ・学術情報チーム
- ・研究支援・産学連携チーム

○広報・国際担当副学長が担当するチーム

- ・広報・社会貢献チーム
- ・国際交流推進チーム
- ・環境安全・衛生管理チーム

○総務担当副学長が担当するチーム

- ・総務チーム
- ・人事チーム
- ・財務企画チーム
- ・資金管理運用チーム
- ・キャンパス整備チーム
- ・府中地区会計チーム
- ・小金井地区会計チーム
- ・府中地区総務チーム
- ・小金井地区総務チーム

講演会等特集

本学では、下記のとおり各種講演会等を開催しました。

各講演会等とも多数の来聴者が熱心に聞き入り、活発な意見交換が行われました。

開催日	講演者	講演テーマなど	開催場所
11 月 25 日 (木)	農工大ティー・エル・ オー株式会社 代表取締役 伊 藤 伸 氏	農工大 T L O について (対象：本学の事務職員)	本部第二会議室
1 月 21 日 (金)	桜美林大学教務部 教務課長 志 村 望 氏 桜美林大学アドミッ ションセンター 出 光 直 樹 氏	事務職員への体験的キャリア・ アドバイス (対象：本学の事務職員)	本部第二会議室



(伊 藤 氏)



(志村氏と出光氏)

規 則 等

目 次

- 国立大学法人東京農工大学名誉博士称号授与規程・・・・・・・・・・・・・15
- 国立大学法人東京農工大学事務組織規程・・・・・・・・・・・・・18
- 国立大学法人東京農工大学職員の職制に関する規程・・・・・・・・・・・・・27
- 国立大学法人東京農工大学事務組織規程の全部を改正する規程の施行に伴う
本学関係規程及び細則の整理に関する規程・・・・・・・・・・・・・28
- 国立大学法人東京農工大学科目等履修生規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・57
- 国立大学法人東京農工大学内部監査規程・・・・・・・・・・・・・58
- 国立大学法人東京農工大学印章規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・62

制定・改廃等のあらまし

- 国立大学法人東京農工大学名誉博士称号授与規程
本学における名誉博士称号の授与資格、推薦方法等について、必要な事項を定めた。
- 国立大学法人東京農工大学事務組織規程
本学の事務組織を部課制からチーム制へ改編することに伴い、従前の事務組織規程の全部改正を行った。
- 国立大学法人東京農工大学職員の職制に関する規程
本学事務組織の改編により事務職員の職制が変更されることに伴い、従前の職員の職制に関する規程の全部改正を行った。
- 国立大学法人東京農工大学事務組織規程の全部を改正する規程の施行に伴う本学関係規程及び細則の整理に関する規程
本学事務組織の改編に伴う本学関係規程・細則の一括改正を行った。
- 国立大学法人東京農工大学科目等履修生規程の一部を改正する規程
本学の科目等履修生に係る出願書類及び授業料の納付時期を変更することに伴い、所要の改正を行った。
- 国立大学法人東京農工大学内部監査規程
本学における内部監査の計画、実施等について、必要な事項を定めた。
- 国立大学法人東京農工大学印章規程の一部を改正する規程
小金井地区用の「共生科学技術研究部長の印」を新たに作成することに伴い、所要の改正を行った。

国立大学法人東京農工大学名誉博士称号授与規程を次のとおり制定する。

平成 16 年 1 月 17 日

国立大学法人東京農工大学長 宮 田 清 藏

1 6 教 規程第 7 7 号

国立大学法人東京農工大学名誉博士称号授与規程

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）は、この規程の定めるところにより、東京農工大学名誉博士（以下「名誉博士」という。）の称号を授与することができる。

(称号授与の資格)

第 2 条 名誉博士の称号は、次の各号の一に該当する者に授与することができる。

- 一 学術文化の発展及び国際的文化交流について、特に顕著な功績があり、本学において顕彰することが適当と認められる者
- 二 国際学術交流を通じ、本学の教育研究上特に顕著な功績があった外国人
- 三 本学を卒業した外国人であって、当該外国人の母国の発展に顕著な功績があった者
(推薦方法等)

第 3 条 前条各号に該当すると認められる者（以下「候補者」という。）の推薦は、次の各号に定める者が行う。

- 一 学長
- 二 本学組織運営規則第 3 条第 1 項に定める組織及び施設の長

2 前項の推薦に当たっては、別紙様式 1 の名誉博士候補者推薦書に次の各号に定める書類を添付して学長に提出するものとする。

- 一 候補者の履歴書（略歴）
- 二 候補者の業績調書

(称号の授与)

第 4 条 名誉博士の称号は、前条第 2 項の推薦に基づき、教育研究評議会の議を経て、学長がこれを授与する。

(名誉学位記の様式)

第 5 条 名誉学位記の様式は、別紙様式 2 のとおりとする。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、名誉博士について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 1 月 17 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に本学の名誉博士の称号を有する者は、この規程により名誉博士の称号を授与されたものとみなす。

別紙様式 1 (第 3 条第 2 項関係)

平成 年 月 日

東京農工大学長 殿

推薦者 職・氏名

印

名誉博士候補者推薦書

下記の者は、名誉博士の称号を授与するにふさわしいと認められますので、国立大学法人東京農工大学名誉博士称号授与規程第 3 条第 2 項の規定に基づき、関係書類を添えて推薦します。

記

1. 氏名

2. 生年月日

3. 国籍

4. 職業

5. 推薦理由

別紙様式 2 (第 5 条関係)

名 博 第 号	印	年 月 日	国立大学法人東京農工大学	あなたは (第 2 条各号の授与理由) ので 東京農工大学名誉博士の称号を授与します	氏 名	名 誉 学 位 記
------------------	---	-------------	--------------	---	--------	-----------------------

- 備考 1 授与に当たっては、必要に応じて英語による翻訳文を添付する。
2 紙型の規格は、B 3 とする。

国立大学法人東京農工大学事務組織規程を次のとおり制定する。

平成 16 年 11 月 22 日

国立大学法人東京農工大学長 宮 田 清 藏

1 6 経教 規程第 7 8 号

国立大学法人東京農工大学事務組織規程

国立大学法人東京農工大学事務組織規程（1 6 経教規程第 1 号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 事務組織（第 3 条－第 9 条）
- 第 3 章 所掌事務（第 10 条－第 30 条）
- 第 4 章 雑則（第 31 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第 2 条第 3 項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）の事務組織及び所掌事務の範囲について、必要な事項を定めるものとする。

（組織等）

第 2 条 本学の本部、共生科学技術研究部（以下「研究部」という。）、工学教育部・工学部、農学教育部・農学部、生物システム応用科学教育部、連合農学研究科、図書館並びに学部附属の教育施設及び研究施設（以下「教育部等」という。）に、事務組織を置く。

第 2 章 事務組織

（チーム等）

第 3 条 役員会の下に、総務チーム、計画評価チーム、広報・社会貢献チーム、学術情報チーム、人事チーム、研究支援・産学連携チーム、国際交流推進チーム、財務企画チーム、資金管理運用チーム、キャンパス整備チーム、環境安全・衛生管理チーム、学務チーム、大学教育センター支援チーム、入試チーム、府中地区総務チーム、府中地区会計チーム、府中地区教務・学生支援チーム、小金井地区総務チーム、小金井地区会計チーム及び小金井地区教務・学生支援チームを置く。

2 各チームに、当該チームの所掌事務を分掌させるため、係を置く。

3 各チームに置く係の名称及び事務分掌は、別に定める。

（総括本部長等）

第 4 条 本部に総括本部長を置き、事務組織に、次のとおり総括チームリーダーを置く。

- 一 総括チームリーダー（総務担当）
- 二 総括チームリーダー（財務担当）
- 三 総括チームリーダー（学生担当）

2 総括本部長は、学長の監督の下に、本部の事務を掌理し、研究部の事務並びに教育部等の事務について総括し、及び調整する。

3 総括チームリーダーは、上司の命を受け、事務を処理する。

4 総括本部長は、学長が定める総括チームリーダーを兼ねるものとする。
（チームリーダー）

第 5 条 チームに、チームリーダーを置く。

2 チームリーダーは、上司の命を受け、チームの事務を処理する。

3 府中地区総務チームリーダーは、農学教育部・農学部事務長を兼ねるものとし、小金井地区総務チームリーダーは、工学教育部・工学部事務長を兼ねるものとする。
（監査室）

第 6 条 本学に、監査室を置く。

2 監査室に、監査室長を置く。

3 監査室長は、学長の命を受け、監査室の事務を処理する。
（秘書室）

第 7 条 総務チームに、秘書室を置く。

2 秘書室に、秘書室長を置く。

3 秘書室長は、上司の命を受け、秘書室の事務を処理する。
（副チームリーダー）

第 8 条 チームに、副チームリーダーを置くことができる。

2 副チームリーダーは、チームリーダーを補佐する。

（係長及び主任）

第 9 条 チームの係に、係長を置く。

2 チームに、主任を置くことができる。

3 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。

4 主任は、上司の命を受け、チームの事務を処理する。

第 3 章 所掌事務

（総務チーム）

第 10 条 総務チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- 一 大学の事務全般について、総括し、連絡し、及び調整すること。
- 二 大学の管理運営について、調査し、企画し、及び立案すること。
- 三 機密に関すること。
- 四 儀式その他諸行事に関すること。
- 五 役員会、経営協議会及び教育研究評議会に関すること。
- 六 学長、理事及び監事に係る秘書事務に関すること。
- 七 渉外事務に関すること。
- 八 法人印（会計機関印を除く。）の管守に関すること。

- 九 法人文書の発受及び整理保存に関すること並びに法人文書に関する事務を総括すること。
- 十 調査統計その他諸報告の事務の総括に関すること。
- 十一 学内規則等（部局等の規程及び細則を除く。）の制定及び改廃に関すること並びに学内規則等に関する事務を総括すること。
- 十二 大学院、専攻、学部、学科等の設置又は改廃に関すること。
- 十三 その他他のチームの所掌に属しない事務を処理すること。

（計画評価チーム）

第11条 計画評価チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- 一 本学の中期計画及び年度計画等に関すること。
- 二 本学の自己点検・評価及び外部評価の実施並びに第三者評価の対応に関すること。
- 三 自己点検・評価、外部評価及び第三者評価に必要な本学諸情報の収集、整理及び分析に関すること。
- 四 点検評価結果等の公表及びその活用に係る諸政策の策定支援に関すること。
- 五 全学計画評価委員会等への情報提供及び当該委員会等から依頼された専門的実務に関すること。
- 六 その他本学の計画評価に関し必要な事項に関すること。

（広報・社会貢献チーム）

第12条 広報・社会貢献チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- 一 広報事務の推進に関し、企画立案、調査及び連絡調整すること。
- 二 公開講座、地域開放事業等大学開放に関すること。
- 三 社会・地域貢献活動に関すること。
- 四 情報公開に関すること。
- 五 個人情報の保護に関すること。

（学術情報チーム）

第13条 学術情報チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- 一 情報化推進に係る企画・立案に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- 二 事務情報システムに関すること。
- 三 図書館に関すること。
- 四 総合情報メディアセンターに関すること。
- 五 その他事務情報に関すること。

（人事チーム）

第14条 人事チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- 一 人事事務に関し、総括し、連絡し、及び調整すること。
- 二 職員の職階、任免、分限及び懲戒に関すること。
- 三 職員の服務に関すること。
- 四 役職員の給与に関すること。
- 五 諸謝金等の支給に関すること。
- 六 職員の人員管理に関すること。

- 七 職員の研修及び勤務評定に関する事。
- 八 職員の福祉及び災害補償に関する事。
- 九 人事に関する争訟に関する事。
- 十 共済組合に関する事。
- 十一 退職手当に関する事。
- 十二 栄典及び表彰に関する事。
- 十三 非常勤職員に関する事。
- 十四 人事記録に関する事。
- 十五 職員団体に関する事。
- 十六 人事に関する諸規程の立案に関する事。
- 十七 チームの所掌事務の諸報告に関する事。
- 十八 その他人事に関する事務を処理する事。

(研究支援・産学連携チーム)

第 15 条 研究支援・産学連携チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- 一 研究協力及び研究助成事務に関し、総括し、企画し、立案し、及び連絡調整すること。
- 二 産官学の連携・協力の推進に関する事。
- 三 民間等との共同研究、受託研究及び寄附金に関する事。(他のチームの所掌に属する事務を除く。)
- 四 産官学連携・知的財産センターに関する事。
- 五 学内共同教育研究施設等に関する事。(他のチームの所掌に属する事務を除く。)
- 六 受託研究員等に関する事。
- 七 科学研究費補助金(他のチームの所掌に属する事務を除く。)その他学術研究助成事務及び各種学術奨励金に関する事。
- 八 発明及び特許出願に関する事。
- 九 チームの所掌事務の諸報告に関する事。
- 十 その他研究支援及び研究助成に関する事。

(国際交流推進チーム)

第 16 条 国際交流推進チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- 一 国際交流に係る総括及び連絡調整に関する事。
- 二 文部科学省、日本学術振興会及び国際協力機構に係る国際交流事業に関する事。
- 三 職員の海外派遣及び海外渡航に関する事。
- 四 外国人研究者等の受入れに関する事。
- 五 日仏共同博士課程に関する事。
- 六 チームの所掌事務の諸報告に関する事。
- 七 外国人留学生の事務に関し、総括し、連絡し、及び調整すること。
- 八 外国人留学生の受入れ及び日本人学生の派遣に関する事。
- 九 国際交流会館に関する事。
- 十 留学生センターに関する事。

- 十一 日本語研修生の予備教育に関する事。
- 十二 短期留学プログラムの実施に関する事。
- 十三 外国人留学生に対する指導、助言、その他相談に関する事。
- 十四 外国人留学生の奨学金等の援助に関する事。
- 十五 外国人留学生に係る会議に関する事。
- 十六 自治体及び民間諸団体等との外国人留学生に係る交流推進に関する事。
- 十七 その他国際交流及び外国人留学生に関する事。

(財務企画チーム)

第17条 財務企画チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- 一 会計事務に関し、総括し、連絡し、及び調整すること。
- 二 予算決算に関する事。
- 三 振替伝票の確定及び総勘定元帳への記入に関する事。
- 四 不動産に関する事。
- 五 会計機関印の管守に関する事。
- 六 会計諸規程の立案に関する事。
- 七 入札執行の立合に関する事。
- 八 旅費に関する事。
- 九 会計に関する渉外事務を処理すること。
- 十 物品の管理及び処分に関する事。
- 十一 武蔵野荘等の管理運営に関する事。
- 十二 チームの所掌事務の諸報告に関する事。
- 十三 その他会計事務で資金管理運用チーム、キャンパス整備チーム、府中地区会計チーム及び小金井地区会計チームの所掌に属しない事務を処理すること。

(監査室)

第18条 監査室においては、次の事務をつかさどる。

- 一 業務監査及び会計監査の企画・立案及び実施に関する事。
- 二 会計監査人との連絡調整に関する事。
- 三 会計検査院との連絡調整に関する事。

(資金管理運用チーム)

第19条 資金管理運用チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- 一 収入及び支出（使途特定寄附金及び補助金等並びに共済関係資金を含む。）に関する事。
- 二 現金、小切手及び有価証券等の出納保管に関する事。
- 三 債権及び未収金の管理に関する事。
- 四 資金の前渡し等に関する事。
- 五 決算に関する事。
- 六 計算証明に関する事。
- 七 余裕資金の運用に関する事。
- 八 チームの所掌事務の諸報告に関する事。

九 その他会計経理に関する事務を処理すること。

(キャンパス整備チーム)

第 20 条 キャンパス整備チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- 一 施設の整備及び有効活用等に関し、総括し、連絡し、及び調整すること。
- 二 施設整備に関し、企画し及び予算案を準備すること。
- 三 施設の立地条件、環境の整備等に関すること。
- 四 建物、工作物、電気、ガス、水道、電話、暖房等施設設備の維持保全に関すること。
- 五 施設整備に係る設計、契約、施工監理及び検査に関すること。
- 六 施設に関する調査統計及び諸報告に関すること。
- 七 工事にし、東京農工大会計規則に定める資格認定に関すること。
- 八 環境管理施設における管理及び運営の事務に関すること。
- 九 その他施設設備に関する事務を処理すること。

(環境安全・衛生管理チーム)

第 21 条 環境安全・衛生管理チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- 一 職員の安全管理に関すること。
- 二 職員の衛生管理に関すること。
- 三 環境安全に関すること。
- 四 遺伝子組換え生物等の使用等及び動物実験に関すること。
- 五 放射性同位元素、国際規制物質等の使用に関すること。
- 六 地震その他の危機管理に関する調査及び関係部局との調整に関すること。

(学務チーム)

第 22 条 学務チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- 一 教務及び学生生活に関し、総括し、連絡し、及び調整すること。
- 二 教育改革に関し、企画・立案し、及び連絡調整すること。
- 三 大学教育委員会及び学生生活委員会等の諸会議に関すること。
- 四 教育課程及び授業計画に関すること。
- 五 学務情報システムの企画・管理・運営に関すること。
- 六 学部学生の入学手続に関すること
- 七 教育職員免許及び学芸員資格の取得等に関すること。
- 八 学籍の管理に関すること。
- 九 学位記の発行に関すること。
- 十 学生団体の指導及び監督に関すること。
- 十一 学生の表彰及び懲戒に関すること。
- 十二 奨学金、授業料等の免除等に関すること。
- 十三 学生便覧、グリーンキャンパス等学生関係広報資料の編集及び発行に関すること。
- 十四 学寮及び合宿研修施設の管理運営に関すること。
- 十五 学生の保健管理に関すること。
- 十六 学生の就職指導に関すること。
- 十七 学生生活についての諸証明に関すること。

- 十八 保健管理センターに関すること。
- 十九 チームの所掌事務に関する調査統計に関すること。
- 二十 その他大学教育センター支援チーム、入試チームの所掌に属しない事務を処理すること。

(大学教育センター支援チーム)

第23条 大学教育センター支援チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- 一 大学教育センターに関し、総括し、連絡し、及び調整すること。
- 二 全学的視野に立ったカリキュラムの立案と支援に関すること。
- 三 学生の受入に関する諸事項の調査・解析・立案に関すること。
- 四 教育評価についての研究・実施に関すること。
- 五 ファカルティ・ディベロップメント(FD)の推進及び教育改善の支援に関すること。
- 六 教育全般にわたる調査研究に関すること。
- 七 その他大学教育センターに関する事務を処理すること。

(入試チーム)

第24条 入試チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- 一 入学者の選抜に関し、総括し、連絡し、及び調整すること。
- 二 入学者選抜方法の改善に関し企画、立案すること。
- 三 所掌事務の調査統計に関すること。
- 四 その他入学者選抜に関すること。

(府中地区総務チーム)

第25条 府中地区総務チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- 一 府中地区に係る運営委員会及び教授会等に関すること。
- 二 府中地区の事務全般に係る総括に関すること。
- 三 部局長の職務の補佐に関すること。
- 四 連合農学研究科に関すること。
- 五 農学部附属施設に関すること。
- 六 その他府中地区の他チームに属さない事務に関すること。

(府中地区会計チーム)

第26条 府中地区会計チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- 一 契約事務の総括及び府中地区に係る物品調達及び役務契約に関すること。
- 二 分任出納役に関わる収入事務に関すること。
- 三 部局予算に関すること。
- 四 府中地区に係る建物等の維持管理に関すること。
- 五 チームの所掌事務の諸報告に関すること。

(府中地区教務・学生支援チーム)

第27条 府中地区教務・学生支援チームにおいては、農学教育部・農学部に係る次の事務をつかさどる。

- 一 学生募集及び入学者の選抜に関すること。
- 二 学生の学籍及び身分異動に関すること。

- 三 学務情報システムに関すること。
 - 四 学位に関すること。
 - 五 試験及び学業成績に関すること。
 - 六 教育課程及び授業時間割に関すること。
 - 七 教育職員免許及び教育実習に関すること。
 - 八 学外実習、見学等に関すること。
 - 九 学生の修学に関すること。
 - 十 学生及び卒業生の諸証明書類に関すること。
 - 十一 学生の外国留学及び外国人留学生に関すること。
 - 十二 奨学金及び学生に対する経済援助に関すること。
 - 十三 授業料等の免除及び徴収猶予に関すること。
 - 十四 学生証の発行に関すること。
 - 十五 学生の就職に関すること。
 - 十六 学生の健康管理、安全保持及び福利厚生に関すること。
 - 十七 学生の福利厚生施設、課外活動施設の運用及び環境衛生に関すること。
 - 十八 学生の課外活動に関すること。
 - 十九 学生団体に関すること。
 - 二十 所掌事務の調査統計及びその他諸報告に関すること。
 - 二十一 その他教務及び学生生活に関すること。
- 2 前項の府中地区教務・学生支援チームを、府中地区学生サポートセンターと称する。
(小金井地区総務チーム)
- 第 28 条 小金井地区総務チームにおいては、次の事務をつかさどる。
- 一 小金井地区に係る運営委員会及び教授会等に関すること。
 - 二 小金井地区の事務全般に係る総括に関すること。
 - 三 部局長の職務の補佐に関すること。
 - 四 生物システム応用科学教育部に関すること。
 - 五 工学部附属施設に関すること。
 - 六 その他小金井地区の他チームに属さない事務に関すること。
- (小金井地区会計チーム)
- 第 29 条 小金井地区会計チームにおいては、次の事務をつかさどる。
- 一 小金井地区に係る物品調達及び役務契約に関すること。
 - 二 部局予算に関すること。
 - 三 政府調達事務に関すること。
 - 四 分任出納役に関わる収入事務に関すること。
 - 五 小金井地区に係る建物等の維持管理に関すること。
 - 六 チームの所掌事務の諸報告に関すること。
- (小金井地区教務・学生支援チーム)
- 第 30 条 小金井地区教務・学生支援チームにおいては、工学教育部・工学部に係る次の事務をつかさどる。

- 一 学生募集及び入学者の選抜に関する事。
 - 二 学生の学籍の異動及び身分異動に関する事。
 - 三 学務情報システムに関する事。
 - 四 学位に関する事。
 - 五 試験及び学業成績に関する事。
 - 六 教育課程及び授業時間割に関する事。
 - 七 教育職員免許及び教育実習に関する事。
 - 八 学外実習、見学等に関する事。
 - 九 学生の修学指導に関する事。
 - 十 学生及び卒業生の諸証明書類に関する事。
 - 十一 奨学金及び学生に対する経済援助に関する事。
 - 十二 授業料の免除及び徴収猶予に関する事。
 - 十三 学生証の発行に関する事。
 - 十四 学生の就職に関する事。
 - 十五 学生の健康管理、安全保持及び福利厚生に関する事。
 - 十六 学生の福利厚生施設、課外活動施設の運用及び環境衛生に関する事。
 - 十七 学生の課外活動に関する事。
 - 十八 学生団体に関する事。
 - 十九 所掌事務の調査統計及びその他諸報告に関する事。
 - 二十 その他教務及び学生生活に関する事。
- 2 前項の小金井地区教務・学生支援チームを、小金井地区学生サポートセンターと称する。

第 4 章 雑則

(担当副学長及び総括チームリーダーが所掌するチーム)

第 3 1 条 副学長及び総括チームリーダーが所掌するチームは、学長が指定する。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

国立大学法人東京農工大学職員の職制に関する規程を次のとおり制定する。

平成 16 年 11 月 22 日

国立大学法人東京農工大学長 宮 田 清 藏

16 経教 規程第 79 号

国立大学法人東京農工大学職員の職制に関する規程

国立大学法人東京農工大学職員の職制に関する規程（16 経教規程第 3 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第 15 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）の職員の職制について定める。

（教育職員）

第 2 条 本学に教育職員として、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定に基づき、教授、助教授、講師及び助手を置く。

（事務職員）

第 3 条 本学に事務職員として、部長、課長、課長補佐、係長、主任及び係員を置く。

（技術職員）

第 4 条 本学に技術職員として、課長、課長補佐、係長、主任及び係員並びに技術専門員、技術専門職員及び技術員を置く。

2 技術専門員は、上司の命を受け所掌する業務を統括・整理し、所属する技術員に関し、技術的な指導・育成等を行う。

3 技術専門職員は、所掌する業務を整理し、所属する技術員に関し、技術的な指導・育成等を行う。

（雑則）

第 5 条 この規程に定めるもののほか、職員の職制について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

国立大学法人東京農工大学事務組織規程の全部を改正する規程の施行に伴う本学関係規程及び細則の整理に関する規程を次のとおり制定する。

平成 16 年 1 1 月 2 2 日

国立大学法人東京農工大学長 宮 田 清 藏

1 6 経教 規程第 8 0 号

国立大学法人東京農工大学事務組織規程の全部を改正する規程の施行に伴う本学関係規程及び細則の整理に関する規程

(国立大学法人東京農工大学役員会規程の一部改正)

第 1 条 国立大学法人東京農工大学役員会規程 (1 6 経教規程第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条中「総務部総務課」を「総務チーム」に改める。

(国立大学法人東京農工大学経営協議会規程の一部改正)

第 2 条 国立大学法人東京農工大学経営協議会規程 (1 6 経教規程第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条中「総務部総務課」を「総務チーム」に改める。

(国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程の一部改正)

第 3 条 国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程 (1 6 経教規程第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条中「総務部総務課」を「総務チーム」に改める。

(国立大学法人東京農工大学経営協議会及び教育研究評議会合同会議規程の一部改正)

第 4 条 国立大学法人東京農工大学経営協議会及び教育研究評議会合同会議規程 (1 6 経教規程第 7 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条中「総務部総務課」を「総務チーム」に改める。

(国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程の一部改正)

第 5 条 国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程 (1 6 経教規程第 9 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号を次のように改める。

四 総括チームリーダー (総務担当)、総括チームリーダー (財務担当)、総括チームリーダー (学生担当) 及びキャンパス整備チームリーダー (兼環境安全・衛生管理チームリーダー)

第 7 条第 4 項中「事務担当課」を「事務担当チーム」に改める。

第 1 0 条中「総務部総務課」を「計画評価チーム」に改める。

別表 1 の委員構成の項教育の欄中「学生部長」を「総括チームリーダー (学生担当)」に改め、同項研究の欄中「総務部長」を「総括チームリーダー (総務担当)」に改め、同項国際交流・広報・社会貢献の欄中「総務部長」を「総括チームリーダー (総務担当)」に改め、同項業務運営の欄中「総務部長、経理部長、学生部長及び施設課長」を「総括

チームリーダー（総務担当）、総括チームリーダー（財務担当）、総括チームリーダー（学生担当）及びキャンパス整備チームリーダー（兼環境安全・衛生管理チームリーダー）」に改める。

別表 1 の事務担当課の項中「事務担当課」を「事務担当チーム」に改め、同項教育の欄中「教務課」を「学務チーム」に改め、同項研究の欄中「研究協力課」を「研究支援・産学連携チーム」に改め、同項国際交流・広報・社会貢献の欄中「総務課」を「広報・社会貢献チーム」に改め、同項業務運営の欄中「総務課」を「総務チーム」に改める。

（国立大学法人東京農工大学大学教育委員会細則の一部改正）

第 6 条 国立大学法人東京農工大学大学教育委員会細則（16 経教細則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 8 号を次のように改める。

八 総括チームリーダー（学生担当）

第 11 条中「学生部教務課」を「学務チーム」に改める。

別表の委員構成の項教養教育運営小委員会の欄及び教育改善小委員会の欄中「教務課長」を「学務チームリーダー」に改める。

（国立大学法人東京農工大学入学試験委員会細則の一部改正）

第 7 条 国立大学法人東京農工大学入学試験委員会細則（16 経教細則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 7 号を次のように改める。

七 総括チームリーダー（学生担当）

第 12 条中「学生部入試課」を「入試チーム」に改める。

別表の委員構成の項入学試験実施小委員会の欄、入試情報処理小委員会の欄及び入学者選抜方法研究小委員会の欄中「入試課長」を「入試チームリーダー」に改める。

（国立大学法人東京農工大学学生生活委員会細則の一部改正）

第 8 条 国立大学法人東京農工大学学生生活委員会細則（16 経教細則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 8 号を次のように改める。

八 総括チームリーダー（学生担当）

第 11 条中「学生部学生課」を「学務チーム」に改める。

別表の委員構成の項中「学生課長」を「学務チームリーダー」に改める。

（国立大学法人東京農工大学研究・産官学連携委員会細則の一部改正）

第 9 条 国立大学法人東京農工大学研究・産官学連携委員会細則（16 経教細則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 9 号を次のように改める。

九 総括チームリーダー（総務担当）

第 10 条中「総務部研究協力課」を「研究支援・産学連携チーム」に改める。

（国立大学法人東京農工大学国際交流委員会細則の一部改正）

第 10 条 国立大学法人東京農工大学国際交流委員会細則（16 経教細則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 7 号を次のように改める。

七 総括チームリーダー（総務担当）及び総括チームリーダー（学生担当）

第11条中「総務部国際主幹が学生部留学生課の協力を得て」を「国際交流推進チームにおいて」に改める。

別表の委員構成の項学生交流小委員会の欄及び国際交流会館運営小委員会の欄中「留学生課長」を「国際交流推進チームリーダー（留学生担当）」に改め、同項教育研究交流小委員会の欄中「国際主幹」を「国際交流推進チームリーダー」に改める。

（国立大学法人東京農工大学広報・社会貢献委員会細則の一部改正）

第11条 国立大学法人東京農工大学広報・社会貢献委員会細則（16経教細則第6号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「総務部総務課」を「広報・社会貢献チーム」に改め、同条第2項を削る。

別表の委員構成の項広報・社会貢献小委員会の欄中「総務部長」を「総括チームリーダー（総務担当）」に、「学生部長」を「総括チームリーダー（学生担当）」に、「総務課長」を「広報・社会貢献チームリーダー」に改め、同項入試広報小委員会の欄中「学生部長」を「総括チームリーダー（学生担当）」に、「入試課長」を「入試チームリーダー」に改め、「広報・社会貢献チームリーダー」を加える。

（国立大学法人東京農工大学大学情報委員会細則の一部改正）

第12条 国立大学法人東京農工大学大学情報委員会細則（16経教細則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

五 情報セキュリティの基本的事項に関すること。

第2条第2項中「第7号」を「第8号」に改める。

第3条第1項第9号を「学術情報チームリーダー」に改め、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

十 計画評価チームリーダー

第3条第2項中「第10号」を「第11号」に改める。

第11条中「総合情報課」を「学術情報チーム」に改める。

別表の委員構成の項ホームページ運用小委員会の欄中「学生部担当職員 1人」を削り、「広報・社会貢献チームリーダー」及び「学務チームリーダー」を加える。

（国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則の一部改正）

第13条 国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則（16経教細則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号を次のように改める。

六 環境安全・衛生管理チームリーダー

第11条中「施設課が総務部人事課及び研究協力課並びに経理部主計課の協力を得て」を「環境安全・衛生管理チームにおいて」に改める。

別表の委員構成の項安全衛生管理小委員会の欄中「人事課長」を「人事チームリーダー」に改める。

（国立大学法人東京農工大学施設整備委員会細則の一部改正）

第 1 4 条 国立大学法人東京農工大学施設整備委員会細則（1 6 経教細則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 6 号を次のように改める。

六 キャンパス整備チームリーダー

第 1 1 条中「施設課」を「キャンパス整備チーム」に改める。

（国立大学法人東京農工大学総務委員会細則の一部改正）

第 1 5 条 国立大学法人東京農工大学総務委員会細則（1 6 経教細則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

三 総括チームリーダー（総務担当）、総括チームリーダー（財務担当）及び総括チームリーダー（学生担当）

第 1 0 条中「総務部総務課」を「総務チーム」に改める。

（国立大学法人東京農工大学大学評価実施規程の一部改正）

第 1 6 条 国立大学法人東京農工大学大学評価実施規程（1 6 教規程第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「計画評価室」を「計画評価チーム」に改める。

（国立大学法人東京農工大学学生表彰規程の一部改正）

第 1 7 条 国立大学法人東京農工大学学生表彰規程（1 6 教規程第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「学生部学生課」を「学務チーム」に改める。

（国立大学法人東京農工大学学寮規程の一部改正）

第 1 8 条 国立大学法人東京農工大学学寮規程（1 6 教規程第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条第 2 項中「経理課出納係」を「資金管理運用チーム」に改める。

（国立大学法人東京農工大学公開講座規程の一部改正）

第 1 9 条 国立大学法人東京農工大学公開講座規程（1 6 教規程第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「総務部総務課」を「広報・社会貢献チーム」に改める。

（国立大学法人東京農工大学科学技術短期留学プログラム実施細則の一部改正）

第 2 0 条 国立大学法人東京農工大学科学技術短期留学プログラム実施細則（1 6 教細則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条中「学生部留学生課」を「国際交流推進チーム」に改める。

（国立大学法人東京農工大学国際交流会館規程の一部改正）

第 2 1 条 国立大学法人東京農工大学国際交流会館規程（1 6 経教規程第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条中「学生部」を「国際交流推進チーム」に改める。

（国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程の一部改正）

第 2 2 条 国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程（1 6 経教規程第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「人事課」を「人事チーム」に改める。

(国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部改正)

第 2 3 条 国立大学法人東京農工大学職員給与規程（16 経教規程第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 2 項の表中「施設課に所属する」を「一般職俸給表の適用を受ける」に改める。

(国立大学法人東京農工大学管理職手当支給細則の一部改正)

第 2 4 条 国立大学法人東京農工大学管理職手当支給細則（16 経教細則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

本部、学部、図書館及び附属施設	部長	2 種
	課長、契約室長、主幹、事務長	4 種（別に定める役職にあつては 3 種）

」を

「

本部、学部、図書館及び附属施設	部長	2 種
	課長、事務長	4 種（別に定める役職にあつては 3 種）

」に改める。

(国立大学法人東京農工大学セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程の一部改正)

第 2 5 条 国立大学法人東京農工大学セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程（16 経教規程第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「総務部人事課」を「人事チーム」に改める。

(国立大学法人東京農工大学営利企業役員等兼業審査委員会細則の一部改正)

第 2 6 条 国立大学法人東京農工大学営利企業役員等兼業審査委員会細則（16 経教細則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 5 号を次のように改める。

五 総括チームリーダー（総務担当）

第 8 条中「総務部人事課」を「人事チーム」に改める。

(国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程の一部改正)

第 2 7 条 国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程（16 経教規程第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

組織及び施設等	安全衛生管理責任者	安全衛生管理者
本部（保健管理センター含む。）	総括本部長	環境安全・衛生管理チームリーダー
工学教育部	工学教育部長	小金井地区総務チームリーダー

		及び専攻長等
農学教育部（連合農学研究科含む。）	農学教育部長	府中地区総務チームリーダー及び専攻長等
生物システム応用科学教育部	生物システム応用科学教育部長	小金井地区総務チーム副チームリーダー（大学院生物システム応用科学教育部担当）
大学教育センター	大学教育センター長	大学教育センター支援チームリーダー
産官学連携・知的財産センター	産官学連携・知的財産センター長	研究支援・産学連携チームリーダー
図書館	図書館長	学術情報チームリーダー
遺伝子実験施設	遺伝子実験施設長	研究支援・産学連携チームリーダー
機器分析センター	機器分析センター長	研究支援・産学連携チームリーダー
留学生センター	留学生センター長	国際交流推進チームリーダー（留学生担当）
総合情報メディアセンター	総合情報メディアセンター長	学術情報チームリーダー
広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター	広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター長	府中地区総務チーム副チームリーダー（農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター担当）

（国立大学法人東京農工大学安全衛生委員会細則の一部改正）

第 28 条 国立大学法人東京農工大学安全衛生委員会細則（16 経教細則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「総務部人事課及び施設課」を「人事チーム及び環境安全・衛生管理チーム」に改める。

（国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則の一部改正）

第 29 条 国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則（16 経教細則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

事務の範囲	所掌する部署	備考
放射性同位元素等及び放射性同位元素装備機器に係るこの細則の改正等に関する事務	環境安全・衛生管理チーム	
所轄労働基準監督署長への報告及び届出等に関する事務	環境安全・衛生管理チーム	

職員等の放射線業務に従事する者の健康安全管理に関する事務	環境安全・衛生管理チーム及び当該事業に従事する者の所属する組織及び施設（東京農工大学組織運営規則第 3 条に定める組織及び施設をいう。以下同じ。）の事務を担当する部署	
組織及び施設で管理する放射性同位元素等及び放射性同位元素装備機器に関する事務	当該組織及び施設の事務を担当する部署	
その他組織及び施設における放射線障害予防に関する事務		

（国立大学法人東京農工大学職員苦情相談規程の一部改正）

第 30 条 国立大学法人東京農工大学職員苦情相談規程（16 経教規程第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「総務部人事課」を「人事チーム」に改める。

（国立大学法人東京農工大学過半数代表者選出規程の一部改正）

第 31 条 国立大学法人東京農工大学過半数代表者選出規程（16 経教規程第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条、第 5 条関係） 代表委員数

事業場	選出する組織及び施設の単位	区 分	代表委員数
府中地区	事務組織（湯の丸荘及び館山荘を含み、府中図書館に勤務する者を除く。）及び保健管理センター	全職員（非常勤職員を含む。）	4
	府中図書館	全職員（非常勤職員を含む。）	1
	共生科学技術研究部、農学教育部、連合農学研究科、農学部、大学教育センター及び遺伝子実験施設	教育職員	5
		技術職員（非常勤職員含む。）	1
小金井地区	事務組織及び保健管理センター小金井地区分室	全職員（非常勤職員を含む。）	2
	共生科学技術研究部、工学教育部、工学部、産官学連携・知的財産センター、機器分析センター、留学生センター及び総合情報メディアセンター	教育職員	6
		技術職員（非常勤職員を含む。）	2
	生物システム応用科学教育部	全職員（非常勤職員を含む。）	1
備 考			
職員数（非常勤職員含む。）が概ね 35 名につき、代表委員を 1 名選出するものとする。			

別表第 2 中

「

学科長

」を
「

専攻長等

」に改め、
「

本部の各部（課）長、国際主幹及び契約室長
各事務長及び事務室長
総務部人事課の課長補佐、専門職員及び各係長

」を
「

総括本部長、各総括チームリーダー及び各チームリーダー
人事チームの副チームリーダー及び各係長

」に改める。

(国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程の一部改正)

第 3 2 条 国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程（16 経規程第 49 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の事務を担当する職位の項中「経理部長」を「総括チームリーダー（財務担当）」に、「経理課長」を「資金管理運用チームリーダー」に改める。

別表第 2 の（2）分任出納役の表、（3）出納役所属出納員の表及び（4）分任出納役所属出納員の表を次のように改める。

（2）分任出納役

分任出納役として指定する役職	事務の範囲
府中地区会計チームリーダー	共生科学技術研究部、農学教育部、連合農学研究科及び農学部（農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター（以下「FSセンター」という。）を含む）における収入金の収納事務
小金井地区会計チームリーダー	共生科学技術研究部、工学教育部、生物システム応用科学教育部、工学部、産官学連携・知的財産センター、機器分析センター、総合情報メディアセンター及び小金井図書館（文献複写料に限る。）における収入金の収納事務

（3）出納役所属出納員

チーム	出納員として指定する役職	事務の範囲
学務チーム	学務チーム副チームリーダー（学生サービス設担当）	湯の丸荘及び館山荘における収入金の収納事務

	学務チーム副チームリーダー（総務担当）	
学術情報チーム	総務係長（図書館）	府中図書館における収入金の 収納事務
	学術情報チームリーダー	

各部局の下段にある者は、上段にある者が第 5 条各号の一に該当したときにそれぞれの事務を行う。

(4) 分任出納役所属出納員

分任出納役	出納員として指定する役職	事務の範囲
府中地区会計チームリーダー	家畜病院係長	農学部附属家畜病院における収入金の収納事務
	会計係長（府中地区）	
	業務係長（F Sセンター）	F Sセンターにおける収入金の収納事務
	総務係長（F Sセンター）	
小金井地区会計チームリーダー	繊維博物館総務係長	工学部附属繊維博物館における収入金の収納事務
	会計係長（小金井地区）	

各部局の下段にある者は、上段にある者が第 5 条各号の一に該当したときにそれぞれの事務を行う。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 4 条関係）

代行機関の職位及び処理する事務の範囲

会計機関名	事務を担当する職位	代行機関の職位	代行機関が処理する事務の範囲
出納命令役	総括チームリーダー（財務担当）	財務企画チームリーダー	出納命令役の行う行為のうち、収入又は支出内容の調査、決定及び収納又は支出命令
契約担当役	総括本部長	広報・社会貢献チームリーダー	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、広報・社会貢献チームの所掌に係る事務
		研究支援・産学連携チームリーダー	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、研究支援・産学連携チームの所掌に係る事務
		財務企画チームリーダー	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、財務企画チームの所掌に係る事務。ただし、契約等支出の原因となる行為のうち、金額が 5 0 0 万円を超えるものを除く。
		資金管理運用チー	契約担当役の行う契約等収入又は支出

		ムリーダー	の原因となる行為のうち、資金管理運用チームの所掌に係る事務。ただし、契約等支出の原因となる行為のうち、金額が 500 万円を超えるものを除く。
		キャンパス整備チームリーダー兼環境安全・衛生管理チームリーダー	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、キャンパス整備チーム及び環境安全・衛生管理チームの所掌に係る事務。ただし、契約等支出の原因となる行為のうち、金額が 500 万円を超えるものを除く。
		学術情報チームリーダー	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、図書館の所掌に係る事務。ただし、契約等支出の原因となる行為のうち、金額が 500 万円を超えるものを除く。
		上記以外のチームリーダー	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、各チームの所掌に係る事務
		府中地区会計チームリーダー	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、府中地区における上記以外の事務（F Sセンターに属する生産物の売払に係る事務を含む。）ただし、契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、金額が 500 万円を超えるものを除く。
		小金井地区会計チームリーダー	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、小金井地区における上記以外の事務。ただし、契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、金額が 500 万円を超えるものを除く。
財産管理役	総括チームリーダー（財務担当）	研究支援・産学連携チームリーダー	財産管理役の行う知的財産の管理のうち、研究支援・産学連携チームの所掌に係る事務
		学術情報チームリーダー	財産管理役の行う物品の管理のうち、図書館の所掌に係る事務
		財務企画チームリ	財産管理役の行う物品の管理のうち、

	ーダー	上記以外の事務。ただし、取得価額が 50 万円を超えるものを除く。
--	-----	-----------------------------------

別表第 4 の 1 を次のように改める。

別表第 4 の 1 (第 4 条関係)

契約担当役の補助者の職位及び事務の範囲

会計機関の補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲
学術情報チームリーダー	図書館の所掌に係る契約に関する次の事務 (1) 予定価格調書案の作成
学術情報チーム 総務係長	図書館の所掌に係る契約に関する次の事務 (1) 市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成 (2) 業者選定案の作成 (3) 見積書の徴取 (4) 契約書案及び関係書類の作成 (5) 発注の連絡 (6) 監督 (7) 検査及び検査調書の作成 (8) 請求書の受理 (9) その他契約に附随する事務
総括チームリーダー (財務担当)	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、金額が 500 万円を超えるもの。ただし、研究支援・産学連携チーム及び広報・社会貢献チームの所掌に係る事務を除く。
財務企画チーム 副チームリーダー (財務企画担当)	1 財務企画チームの所掌に係る契約に関する次の事務 (1) 予定価格調書案の作成 (2) 入札の執行 2 契約担当役印の保管及びなつ印
財務企画チーム 総務係長	入札執行の立ち会い
財務企画チーム 資産管理係長	財務企画チームの所掌に係る契約に関する次の事務 (1) 市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成 (2) 業者選定案の作成 (3) 見積書の徴取 (4) 契約書案及び関係書類の作成 (5) 発注の連絡 (6) 監督 (7) 検査及び検査調書の作成

	<ul style="list-style-type: none"> (8) 請求書の受理 (9) その他契約に附随する事務
<p>キャンパス整備チーム 副チームリーダー</p>	<p>キャンパス整備チームで所掌する工事等に関する次の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 予定価格調書案の作成 (2) 入札の執行
<p>キャンパス整備チーム 施設企画係長</p>	<p>キャンパス整備チームで所掌する工事等に関する次の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 業者選定案の作成、予定価格算出内訳書の作成 (2) 見積書の徴取 (3) 契約書案及び関係書類の作成 (4) 発注の連絡 (5) 請求書の受理 (6) 検査調書の作成 (7) その他契約に附随する事務
<p>キャンパス整備チーム 建築係長 管理係長 電気設備係長 機械設備係長</p>	<p>キャンパス整備チームで所掌する工事等で当該係が担当する工事に関する次の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成 (2) 監督 (3) 検査
<p>府中地区総務チーム 大学院連合農学研究科総務 係長</p>	<p>連合農学研究科の所掌に係る契約に関する次の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 契約書案及び関係書類の作成 (2) その他契約に附随する事務
<p>府中地区総務チーム 農学部附属広域都市圏フイ ールドサイエンス教育研究 センター業務係長（以下「F S 業務係長」という。）</p>	<p>F S センターにおける生産物の売り払い契約に関する次の 事務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成 (2) 業者選定案の作成 (3) 見積書の徴取 (4) 契約書案及び関係書類の作成 (5) 業者への連絡 (6) その他契約に附随する事務
<p>府中地区会計チームリーダ ー</p>	<p>府中地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 金額が 5 0 0 万円を超える収入又は支出契約にかかる 予定価格調書案の作成 (2) 入札の執行
<p>府中地区会計チーム</p>	<p>府中地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務の</p>

<p>契約一係長</p>	<p>うち、本部、大学教育センター、保健管理センター及び留学生センターに係るもの（学術情報チームから依頼を受けた契約を含む。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成 (2) 業者選定案の作成 (3) 見積書の徴取 (4) 契約書案及び関係書類の作成 (5) 発注の連絡 (6) 監督 (7) 検査及び検査調書の作成 (8) 請求書の受理 (9) その他契約に附随する事務
<p>府中地区会計チーム 契約二係長</p>	<p>府中地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務のうち、共生科学技術研究部、農学教育部、農学部、連合農学研究科及び遺伝子実験施設に係るもの（ただし、F Sセンターにおける生産物の売り払い契約に関する事務を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成 (2) 業者選定案の作成 (3) 見積書の徴取 (4) 契約書案及び関係書類の作成 (5) 発注の連絡 (6) 監督 (7) 検査及び検査調書の作成 (8) 請求書の受理 (9) その他契約に附随する事務
<p>小金井地区会計チームリーダー</p>	<p>小金井地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 金額が 5 0 0 万円を超える支出契約にかかる予定価格調書案の作成 (2) 入札の執行 <p>契約に関する次の事務のうち、政府調達協定の適用を受けるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市場価格調査、予定価格調書案及び予定価格算出内訳書の作成 (2) 業者選定案の作成 (3) 見積書の徴取 (4) 契約書案及び関係書類の作成 (5) 発注の連絡 (6) 監督 (7) 検査及び検査調書の作成

	<ul style="list-style-type: none"> (8) 請求書の受理 (9) その他契約に附随する事務
小金井地区会計チーム 契約係長	<p>小金井地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務 (工事等を除く。)のうち、共生科学技術研究部、工学教育部、生物システム応用科学教育部、工学部、産官学連携・知的財産センター、機器分析センター及び総合情報メディアセンターに係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成 (2) 業者選定案の作成 (3) 見積書の徴取 (4) 契約書案及び関係書類の作成 (5) 発注の連絡 (6) 監督 (7) 検査及び検査調書の作成 (8) 請求書の受理 (9) その他契約に附随する事務
小金井地区会計チーム キャンパス整備係長	<p>小金井地区会計チームの所掌する工事等に関する次の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成 (2) 監督 (3) 検査 (4) 業者選定案の作成 (5) 見積書の徴取 (6) 契約書案及び関係書類の作成 (7) 発注の連絡 (8) 請求書の受理 (9) 検査調書の作成 (10) その他契約に附随する事務

代行機関の補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲
広報・社会貢献チーム 広報係長	広報・社会貢献チームの所掌に係る契約に関する事務
学術情報チームリーダー	<p>図書館の所掌に係る契約に関する次の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 業者の選定
学術情報チーム 総務係長	<p>図書館の所掌に係る契約に関する次の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市場価格調査 (2) 業者選定案の作成

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 見積書の徴取 (4) 契約書案及び関係書類の作成 (5) 発注の連絡 (6) 請書の徴取 (7) 監督 (8) 検査及び検査調書の作成 (9) 請求書の受理 (10) その他契約に附随する事務
研究支援・産学連携チーム 研究支援係長 産学連携係長	研究支援・産学連携チームの所掌に係る契約のうち当該係が担当する事務
財務企画チーム 資産管理係長	<p>財務企画チームの所掌に係る契約に関する次の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市場価格調査 (2) 業者選定案の作成 (3) 見積書の徴取 (4) 契約書案及び関係書類の作成 (5) 発注の連絡 (6) 請書の徴取 (7) 監督 (8) 検査及び検査調書の作成 (9) 請求書の受理 (10) その他契約に附随する事務
キャンパス整備チーム 施設企画係長	<p>キャンパス整備チームで所掌する工事等に関する次の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 業者選定案の作成 (2) 見積書の徴取 (3) 契約書案及び関係書類の作成 (4) 発注の連絡 (5) 請書の徴取 (6) 請求書の受理 (7) 検査調書の作成 (8) その他契約に附随する事務
キャンパス整備チーム 建築係長 管理係長 電気設備係長 機械設備係長	<p>キャンパス整備チームで所掌する工事等で当該係が担当する工事に関する次の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市場価格調査 (2) 監督 (3) 検査
府中地区総務チーム	F Sセンターにおける生産物の売り払い契約に関する次の

F S 業務係長	<p>事務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市場価格調査 (2) 業者選定案の作成 (3) 見積書の徴取 (4) 契約書案及び関係書類の作成 (5) 業者への連絡 (6) 請書の徴収 (7) その他契約に附随する事務
府中地区会計チームリーダー	<p>府中地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 金額が 5 0 0 万円を超えない収入又は支出契約にかかる業者の選定 (2) 契約担当役印（代行機関分）の保管及びなつ印
府中地区会計チーム 契約一係長	<p>府中地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務のうち、本部、大学教育センター、保健管理センター及び留学生センターに係るもの（学術情報チームから依頼を受けた契約を含む。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市場価格調査 (2) 業者選定案の作成 (3) 見積書の徴取 (4) 契約書案及び関係書類の作成 (5) 発注の連絡 (6) 請書の徴収 (7) 監督 (8) 検査及び検査調書の作成 (9) 請求書の受理 (10) その他契約に附随する事務
府中地区会計チーム 契約二係長	<p>府中地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務のうち、共生科学技術研究部、農学教育部、農学部、連合農学研究科及び遺伝子実験施設に係るもの（ただし、F S センターにおける生産物の売り払い契約に関する事務を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市場価格調査 (2) 業者選定案の作成 (3) 見積書の徴取 (4) 契約書案及び関係書類の作成 (5) 発注の連絡 (6) 請書の徴収 (7) 監督 (8) 検査及び検査調書の作成 (9) 請求書の受理

	(10) その他契約に附随する事務
小金井地区会計チームリーダー	<p>小金井地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務</p> <p>(1) 金額が500万円を超えない支出契約にかかる業者の選定</p> <p>(2) 契約担当役印(代行機関分)の保管及びなつ印</p>
小金井地区会計チーム契約係長	<p>小金井地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務 (工事等を除く。)のうち、共生科学技術研究部、工学教育部、生物システム応用科学教育部、工学部、産官学連携・知的財産センター、機器分析センター及び総合情報メディアセンターに係るもの</p> <p>(1) 市場価格調査</p> <p>(2) 業者選定案の作成</p> <p>(3) 見積書の徴取</p> <p>(4) 契約書案及び関係書類の作成</p> <p>(5) 発注の連絡</p> <p>(6) 請書の徴取</p> <p>(7) 監督</p> <p>(8) 検査及び検査調書の作成</p> <p>(9) 請求書の受理</p> <p>(10) その他契約に附随する事務</p>
小金井地区会計チームキャンパス整備係長	<p>小金井地区会計チームの所掌する工事等に関する次の事務</p> <p>(1) 市場価格調査</p> <p>(2) 監督</p> <p>(3) 検査</p> <p>(4) 業者選定案の作成</p> <p>(5) 見積書の徴取</p> <p>(6) 契約書案及び関係書類の作成</p> <p>(7) 発注の連絡</p> <p>(8) 請書の徴取</p> <p>(9) 請求書の受理</p> <p>(10) 検査調書の作成</p> <p>(11) その他契約に附随する事務</p>
教育職員のうち、教授、助教授、講師又は助手の職にある者	<p>金額が50万円を超えない契約等支出の原因となる行為のうち、業者の選定案の作成。ただし、自己に配分された予算執行に係るものに限る。</p>
各チームの担当係長	<p>上記以外の各チームの所掌に係る契約に関する事務</p>

別表第 4 の 2 を次のように改める。

別表第 4 の 2 (第 4 条関係)

出納命令役の補助者の職位及び事務の範囲

会計機関及び代行機関の補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲
学術情報チーム 総務係長	図書館の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
人事チーム 給与共済係長	給与共済係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
研究支援・産学連携チーム 研究支援係長	研究支援係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
研究支援・産学連携チーム 産学連携係長	産学連携係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
財務企画チーム副チームリーダー (財務企画担当)	出納命令役印の保管及びなつ印
財務企画チーム 総務係長	(1) 総勘定元帳の記帳 (2) 伝票内容の確認 (3) 総務係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
財務企画チーム 資産管理係長	資産管理係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
資金管理運用チーム 出納係長	(1) 出納係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成 (2) 債権管理簿の記帳
キャンパス整備チーム 施設企画係長	キャンパス整備チームの所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
府中地区会計チーム 会計係長	会計係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
府中地区会計チーム 契約一係長	契約一係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
府中地区会計チーム 契約二係長	契約二係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
小金井地区会計チーム 会計係長	会計係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
小金井地区会計チーム 契約係長	契約係 (小金井地区) の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
学務チーム副チームリーダー (学生サービス担当)	学務チーム副チームリーダー (学生サービス担当) の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
家畜病院係長	家畜病院の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成

府中地区総務チーム F S 業務係長	業務係 (F S センター) の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
小金井地区総務チーム 繊維博物館総務係長	繊維博物館の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成

別表第 4 の 3 の出納役の補助者の職位及び事務の範囲の表の会計機関の補助者として指定する職位の項中「経理課課長補佐」を「資金管理運用チーム副チームリーダー」に、「経理課出納係長」を「資金管理運用チーム出納係長」に改め、分任出納役の補助者の職位及び事務の範囲の表の会計機関の補助者として指定する職位の項中「農学教育部・農学部会計係長」を「府中地区会計チーム会計係長」に、「工学教育部・工学部会計係長」を「小金井地区会計チーム会計係長」に改める。

(国立大学法人東京農工大学不動産管理規程の一部改正)

第 3 3 条 国立大学法人東京農工大学不動産管理規程 (1 6 経教規程第 5 5 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 1 1 条関係)

口座名	所在地	不動産供用責任者の職位	不動産補助供用責任者の職位	防火管理者の職位
本部地区	東京都府中市晴見町 3-8-1	総括本部長	総括チームリーダー (財務担当)	総括チームリーダー (財務担当)
府中地区	東京都府中市幸町 3-5-8	農学教育部長	府中地区会計チームリーダー	府中地区会計チームリーダー
小金井地区	東京都小金井市中町 2-24-16	工学教育部長	小金井地区会計チームリーダー	小金井地区会計チームリーダー
フィールドミュージアム (以下「FM」という。) 多摩丘陵地区	東京都八王子市堀之内 1528	農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター (以下「F S センター」という。) 長	府中地区総務チームリーダー	F S センター長が指名する者
FM 本町地区	東京都府中市本町 3-7-7	F S センター長	府中地区総務チームリーダー	F S センター長が指名する者
FM 津久井地区	神奈川県津久井郡津久井町長竹字志田口 3657-1	F S センター長	府中地区総務チームリーダー	F S センター長が指名する者

FM大谷 山地区	群馬県勢多郡東 村大字神戸字大 谷山 1 2 2 9	FSセンター長	府中地区総務チーム リーダー	FSセンター長が指 名する者
FM大谷 山苗圃地 区	群馬県勢多郡東 村大字神戸字上 ノ平甲 2 9 2	FSセンター長	府中地区総務チーム リーダー	FSセンター長が指 名する者
FM草木 大谷山実 習宿泊所 地区	群馬県勢多郡東 村大字神戸字上 ノ平 2 7 7	FSセンター長	府中地区総務チーム リーダー	FSセンター長が指 名する者
FM草木 地区	群馬県勢多郡東 村大字草木字横 川山 1 5 8 2	FSセンター長	府中地区総務チーム リーダー	FSセンター長が指 名する者
FM唐沢 山地区	栃木県安蘇郡田 沼町大字栃本字 栃本山 1 - 1	FSセンター長	府中地区総務チーム リーダー	FSセンター長が指 名する者
FM秩父 地区	埼玉県秩父郡大 滝村大字大滝字 浜平丸クロ 6 0 9 3	FSセンター長	府中地区総務チーム リーダー	FSセンター長が指 名する者
FM秩父 管理事務 所地区	埼玉県秩父郡大 滝村大字大滝字 櫛平 1 8 4 0 - 2	FSセンター長	府中地区総務チーム リーダー	FSセンター長が指 名する者
湯の丸荘 地区	長野県東御市大 字新張字新張山	総括本部長	総括チームリーダー (学生担当)	総括チームリーダー (学生担当)
館山荘地 区	千葉県館山市正 木字干潟 1 2 5 6 - 1 3 1	総括本部長	総括チームリーダー (学生担当)	総括チームリーダー (学生担当)
農学部栄 町研究圃 場地区	東京都府中市栄 町 2 - 1 3	農学教育部長	府中地区会計チーム リーダー	府中地区会計チーム リーダー
府中職員 宿舍地区	東京都府中市幸 町 2 - 4 8 - 1	総括本部長	総括チームリーダー (財務担当)	総括チームリーダー (財務担当)
府中寮地 区	東京都府中市幸 町 2 - 4 1 - 8	総括本部長	総括チームリーダー (財務担当)	総括チームリーダー (財務担当)
小金井第 2 宿舍地 区	東京都小金井市 中町 2 - 2 4 - 4 8	総括本部長	総括チームリーダー (財務担当)	総括チームリーダー (財務担当)

小金井寮 地区	東京都小金井市 中町 2-24- 31	総括本部長	総括チームリーダー (財務担当)	総括チームリーダー (財務担当)
府中幸町 宿舍地区	東京都府中市幸 町 2-40	総括本部長	総括チームリーダー (財務担当)	総括チームリーダー (財務担当)

(国立大学法人東京農工大学建物等管理細則の一部改正)

第 3 4 条 国立大学法人東京農工大学建物等管理細則 (16 経教細則第 2 2 号) の一部を次のように改正する。

別表 1 を次のように改める。

別表 1

区域名称	建物等管理責任者
本部地区	総括チームリーダー (財務担当)
府中地区 (学生系事務棟、府中図書館棟、連合農学研究科棟、農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター (以下「FSセンター」という。) 管理棟、フィールドミュージアム (以下「FM」という。) 府中地区を除く。)	農学教育部長
府中図書館棟	副館長府中図書館担当
連合農学研究科棟	連合農学研究科長
小金井地区 (小金井図書館棟、櫛寮、小金井国際交流会館、生物システム応用研究科棟及び産官学連携・知的財産センター棟を除く。)	工学教育部長
小金井図書館棟	副館長小金井図書館担当
生物システム応用研究科棟	生物システム応用科学教育部長
産官学連携・知的財産センター棟	産官学連携・知的財産センター長
FSセンター管理棟	FSセンター長
FM府中地区	
FM多摩丘陵地区	
FM本町地区	
FM津久井地区	
FM大谷山地区	
FM大谷山苗圃地区	
FM草木大谷山実習宿泊所地区	
FM草木地区	
FM唐沢山地区	
FM秩父地区	
FM秩父管理事務所地区	
学生系事務棟	
府中国際交流会館	
かえで寮	
櫛寮	

区域名称	建物等管理責任者
小金井国際交流会館	
館山荘地区	
湯の丸荘地区	
農学部栄町研究圃場地区	農学教育部長
府中職員宿舎地区	総括チームリーダー（財務担当）
小金井職員宿舎地区	
府中幸町宿舎地区	

（国立大学法人東京農工大学旅費細則の一部改正）

第 3 5 条 国立大学法人東京農工大学旅費細則（1 6 経教細則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 及び別表第 3 の職務・職名の項並びに別表第 5 の赴任する者の職務・職名の項中「専門員」及び「・専門職員」を削る。

別表第 7（第 1 号様式（甲））及び（第 1 号様式（乙））の表中「科（課）」を「科（チーム）」に改める。

（国立大学法人東京農工大学寄附金受入規程の一部改正）

第 3 6 条 国立大学法人東京農工大学寄附金受入規程（1 6 経教規程第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「総務部研究協力課」を「研究支援・産学連携チーム」に改める。

（国立大学法人東京農工大学共同研究取扱規程の一部改正）

第 3 7 条 国立大学法人東京農工大学共同研究取扱規程（1 6 経教規程第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条中「総務部研究協力課」を「研究支援・産学連携チーム」に改める。

（国立大学法人東京農工大学受託研究取扱規程の一部改正）

第 3 8 条 国立大学法人東京農工大学受託研究取扱規程（1 6 経教規程第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「総務部研究協力課」を「研究支援・産学連携チーム」に改める。

（国立大学法人東京農工大学受託研究員等受入規程の一部改正）

第 3 9 条 国立大学法人東京農工大学受託研究員等受入規程（1 6 経教規程第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条中「総務部研究協力課」を「研究支援・産学連携チーム」に改める。

（国立大学法人東京農工大学利益相反規程の一部改正）

第 4 0 条 国立大学法人東京農工大学利益相反規程（1 6 経教規程第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「総務部研究協力課」を「研究支援・産学連携チーム」に改める。

（国立大学法人東京農工大学遺伝子組換え生物安全管理規程の一部改正）

第 4 1 条 国立大学法人東京農工大学遺伝子組換え生物安全管理規程（1 6 経教規程第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 9 項中「総務部研究協力課」を「環境安全・衛生管理チーム」に改める。

(国立大学法人東京農工大学自家用電気工作物保安規程の一部改正)

第 4 2 条 国立大学法人東京農工大学自家用電気工作物保安規程（16 教規程第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 号を次のように改める。

四 電気工作物に係る保安業務組織は、別に定める。

第 7 条中「電気主任技術者は、別図第 1 のとおりに配置してその監督にあたらせるものとする。」を「その監督は、電気主任技術者にあたらせるものとする。」に改める。

別図第 1 を削る。

(国立大学法人東京農工大学印章規程の一部改正)

第 4 3 条 国立大学法人東京農工大学印章規程（16 教規程第 7 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 項及び第 6 項中「総務部総務課長」を「総務チームリーダー」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

組織印の種類	管守責任者
東京農工大学の印（特）	総務チームリーダー
東京農工大学の印	
東京農工大学大学院の印	
東京農工大学大学院共生科学技術研究部の印	研究支援・産学連携チームリーダー
東京農工大学大学院工学教育部の印	小金井地区総務チームリーダー
東京農工大学工学部の印	
東京農工大学工学部附属繊維博物館の印	
東京農工大学大学院農学教育部の印	府中地区総務チームリーダー
東京農工大学農学部の印	
東京農工大学農学部附属家畜病院の印	
東京農工大学農学部附属硬蛋白質利用研究施設の印	
東京農工大学大学院連合農学研究科教授会の印	
東京農工大学農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センターの印	府中地区総務チーム副チームリーダー（農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター担当）
東京農工大学大学院生物システム応用科学教育部の印	小金井地区総務チーム副チームリーダー（大学院生物システム応用科学教育部担当）
東京農工大学大学教育センターの印	大学教育センター支援チームリーダー
東京農工大学産官学連携・知的財産センターの印	研究支援・産学連携チームリーダー
東京農工大学図書館の印	学術情報チームリーダー
東京農工大学遺伝子実験施設の印	研究支援・産学連携チームリーダー
東京農工大学機器分析センターの印	研究支援・産学連携チームリーダー

東京農工大学留学生センターの印	国際交流推進チームリーダー（留学生担当）
東京農工大学総合情報メディアセンターの印	学術情報チームリーダー

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 2 条第 1 項第 2 号関係）

職印の種類	管守責任者
東京農工大学長の印	総務チームリーダー
国立大学法人東京農工大学理事の印	
国立大学法人東京農工大学監事の印	
東京農工大学総括本部長の印	
東京農工大学総務担当副学長付部長（総務担当）の印	
東京農工大学総務担当副学長付課長の印	
東京農工大学広報・国際担当副学長付課長の印	広報・社会貢献チームリーダー 国際交流推進チームリーダー（留学生担当）
東京農工大学学術・研究担当副学長付課長の印	学術情報チームリーダー
東京農工大学総務担当副学長付部長（財務担当）の印	財務企画チームリーダー
東京農工大学教育担当副学長付部長（学生担当）の印	学務チームリーダー
東京農工大学教育担当副学長付課長の印	
東京農工大学大学院共生科学技術研究部長の印	研究支援・産学連携チームリーダー
東京農工大学大学院工学教育部長の印	小金井地区総務チームリーダー
東京農工大学工学部長の印	
東京農工大学工学部附属繊維博物館長の印	
東京農工大学工学部事務長の印	
東京農工大学大学院農学教育部長の印	府中地区総務チームリーダー
東京農工大学農学部長の印	
東京農工大学農学部附属家畜病院長の印	
東京農工大学農学部附属硬蛋白質利用研究施設長の印	
東京農工大学農学部事務長の印	
東京農工大学農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター長の印	府中地区総務チーム副チームリーダー（農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター担当）

東京農工大学大学院連合農学研究科長の印	府中地区総務チーム副チームリーダー（大学院連合農学研究科担当）
東京農工大学大学院生物システム応用科学教育部長の印	小金井地区総務チーム副チームリーダー(大学院生物システム応用科学教育部担当)
東京農工大学大学教育センター長の印	大学教育センター支援チームリーダー
東京農工大学産官学連携・知的財産センター長の印	研究支援・産学連携チームリーダー
東京農工大学図書館長の印	学術情報チームリーダー
東京農工大学保健管理センター所長の印	学務チームリーダー
東京農工大学遺伝子実験施設長の印	研究支援・産学連携チームリーダー
東京農工大学機器分析センター長の印	研究支援・産学連携チームリーダー
東京農工大学留学生センター長の印	国際交流推進チームリーダー（留学生担当）
東京農工大学総合情報メディアセンター長の印	学術情報チームリーダー

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 2 条第 1 項第 3 号関係）

会計機関印の種類	管守責任者
国立大学法人東京農工大学学長の印 出納命令役	財務企画チーム副チームリーダー （財務企画担当）
国立大学法人東京農工大学学長の印 出納役	資金管理運用チーム副チームリーダー
国立大学法人東京農工大学学長の印 領収 分任出納役府中地区会計チームリーダー（和暦による日付表示印）	府中地区会計チーム会計係長
国立大学法人東京農工大学学長の印 領収 分任出納役小金井地区会計チームリーダー（和暦による日付表示印）	小金井地区会計チーム会計係長
国立大学法人東京農工大学学長の印 領収 出納役資金管理運用チームリーダー（和暦による日付表示印）	資金管理運用チーム出納係長
国立大学法人東京農工大学学長の印 領収 出納役所属出納員図書館（和暦による日付表示印）	学術情報チーム総務係長
国立大学法人東京農工大学学長の印 領収 出納役所属出納員学務チーム（和暦による日付表示印）	学務チーム副チームリーダー（学生サービス担当）
国立大学法人東京農工大学学長の印 領収 分任出納役所属出納員 F S センター（和暦による日付表示印）	府中地区総務チーム農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター業務係長
国立大学法人東京農工大学学長の印 領収 分任出	府中地区総務チーム家畜病院係長

納役所属出納員農学部家畜病院（和暦による日付表示印）	
国立大学法人東京農工大学学長の印 領収 分任出納役所属出納員工学部繊維博物館（和暦による日付表示印）	小金井地区総務チーム繊維博物館総務係長
国立大学法人東京農工大学学長の印 契約担当役	財務企画チーム副チームリーダー（財務企画担当）
国立大学法人東京農工大学学長の印 契約担当役（代行機関分（研究支援・産学連携チーム分を除く。）府中地区、小金井地区各 1 個）	府中地区会計チームリーダー 小金井地区会計チームリーダー
国立大学法人東京農工大学学長の印 契約担当役研究支援・産学連携チーム	研究支援・産学連携チームリーダー
国立大学法人東京農工大学学長の印 財産管理役	財務企画チーム副チームリーダー（財務企画担当）
国立大学法人東京農工大学学長の印 財産管理役研究支援・産学連携チーム	研究支援・産学連携チームリーダー
国立大学法人東京農工大学学長の印 財産管理役図書館	学術情報チームリーダー

別表第 4 を次のように改める。

学生証用印の種類	管守責任者
東京農工大学長の印	学務チームリーダー
学生証用 東京農工大学大学院農学教育部長の印	府中地区総務チームリーダー
学生証用 東京農工大学農学部長の印	
学生証用 東京農工大学大学院工学教育部長の印	小金井地区総務チームリーダー
学生証用 東京農工大学工学部長の印	
東京農工大学大学院生物システム応用科学教育部長の印	小金井地区総務チーム副チームリーダー（大学院生物システム応用科学教育部担当）
東京農工大学大学院連合農学研究科長の印	府中地区総務チーム副チームリーダー（大学院連合農学研究科担当）

（国立大学法人東京農工大学情報公開規程の一部改正）

第 4 4 条 国立大学法人東京農工大学情報公開規程（16 経教規程第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

様式中「受付担当課」を「受付担当チーム」に、「担当課等」を「担当チーム」に、「部課」を「チーム」に改める。

（国立大学法人東京農工大学情報公開委員会細則の一部改正）

第 4 5 条 国立大学法人東京農工大学情報公開委員会細則（16 経教細則第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号及び第 5 号を次のように改める。

四 当該法人文書を保有する部局等の担当チームリーダー

五 総務チームリーダー

第3条第1項第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

六 広報・社会貢献チームリーダー

第8条中「総務部総務課」を「広報・社会貢献チーム」に改める。

(国立大学法人東京農工大学情報公開取扱細則の一部改正)

第46条 国立大学法人東京農工大学情報公開取扱細則(16経教細則第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務部総務課長」を「広報・社会貢献チームリーダー」に改める。

第4条第2項中「関係する部課長、室長、主幹及び事務長(以下「関係部課長等」という。)」を「関係するチームリーダー」に改め、同条第3項中「関係部課長等」を「前項のチームリーダー」に改める。

第6条中「部課長等(以下「当該部課長等」という。)」を「チームリーダー(以下「当該チームリーダー」という。)」に改める。

第7条、第8条及び第9条中「当該部課長」を「当該チームリーダー」に改める。

(国立大学法人東京農工大学共生科学技術研究部運営規則の一部改正)

第47条 国立大学法人東京農工大学共生科学技術研究部運営規則(16研経教規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第4号を次のように改める。

四 研究支援・産学連携チームリーダー

第7条第3項第4号を次のように改める。

四 研究支援・産学連携チームリーダー

第9条中「総務部研究協力課」を「研究支援・産学連携チーム」に改める。

(国立大学法人東京農工大学工学教育部・工学部運営規則の一部改正)

第48条 国立大学法人東京農工大学工学教育部・工学部運営規則(16工経教規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項第5号を次のように改める。

五 小金井地区総務チームリーダー

第7条第2項中「事務長」を「小金井地区総務チームリーダー」に改める。

(国立大学法人東京農工大学農学教育部・農学部運営規則の一部改正)

第49条 国立大学法人東京農工大学農学教育部・農学部運営規則(16農経教規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項第5号を次のように改める。

五 府中地区総務チームリーダー

第7条第2項中「事務長」を「府中地区総務チームリーダー」に改める。

(国立大学法人東京農工大学大学院生物システム応用科学教育部運営規則の一部改正)

第50条 国立大学法人東京農工大学大学院生物システム応用科学教育部運営規則(16生経教規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項第6号を次のように改める。

六 小金井地区総務チーム副チームリーダー(大学院生物システム応用科学教育部担当)

第 7 条第 2 項中「事務室長」を「小金井地区総務チーム副チームリーダー（大学院生物システム応用科学教育部担当）」に改める。

（国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則の一部改正）

第 5 1 条 国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則（16 連教規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 2 項中「農学部事務部」を「府中地区総務チーム」に改める。

（国立大学法人東京農工大学大学教育センター運営規則の一部改正）

第 5 2 条 国立大学法人東京農工大学大学教育センター運営規則（16 大経教規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 8 号を次のように改める。

八 大学教育センター支援チームリーダー

第 1 3 条中「学生部教務課」を「大学教育センター支援チーム」に改める。

（国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター運営規則の一部改正）

第 5 3 条 国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター運営規則（16 知経教規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項第 5 号を次のように改める。

五 研究支援・産学連携チームリーダー

第 1 4 条中「総務部研究協力課」を「研究支援・産学連携チーム」に改める。

（国立大学法人東京農工大学図書館運営規則の一部改正）

第 5 4 条 国立大学法人東京農工大学図書館運営規則（16 図経教規則第 1 号）の一部を次のように改める。

第 6 条第 1 項第 6 号を次のように改める。

六 学術情報チームリーダー

（国立大学法人東京農工大学保健管理センター運営規則の一部改正）

第 5 5 条 国立大学法人東京農工大学保健管理センター運営規則（16 保経教規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 6 号を次のように改める。

六 総括チームリーダー（総務担当）及び総括チームリーダー（学生担当）

第 1 4 条中「学生部学生課」を「学務チーム」に改める。

（国立大学法人東京農工大学遺伝子実験施設運営規則の一部改正）

第 5 6 条 国立大学法人東京農工大学遺伝子実験施設運営規則（16 遺経教規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 6 号を次のように改める。

六 研究支援・産学連携チームリーダー

第 8 条中「総務部研究協力課」を「研究支援・産学連携チーム」に改める。

（国立大学法人東京農工大学機器分析センター運営規則の一部改正）

第 5 7 条 国立大学法人東京農工大学機器分析センター運営規則（16 機経教規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 4 号を次のように改める。

四 研究支援・産学連携チームリーダー

第9条中「総務部研究協力課」を「研究支援・産学連携チーム」に改める。

(国立大学法人東京農工大学総合情報メディアセンター運営規則の一部改正)

第58条 国立大学法人東京農工大学総合情報メディアセンター運営規則(16情経教規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第6号を次のように改める。

六 総括チームリーダー(総務担当)

第9条中「総務部研究協力課」を「学術情報チーム」に改める。

(国立大学法人東京農工大学留学生センター運営規則の一部改正)

第59条 国立大学法人東京農工大学留学生センター運営規則(16留経教規則第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第10号を次のように改める。

十 総括チームリーダー(学生担当)

第13条中「学生部留学生課」を「国際交流推進チーム」に改める。

(国立大学法人東京農工大学環境管理施設運営規則の一部改正)

第60条 国立大学法人東京農工大学環境管理施設運営規則(16環経教規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条中「施設課」を「環境安全・衛生管理チーム」に改める。

(国立大学法人東京農工大学放射線研究室運営規則の一部改正)

第61条 国立大学法人東京農工大学放射線研究室運営規則(16放経教規則第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第4号を次のように改める。

四 農学部の室にあつては府中地区総務チームリーダー

第9条第1項第4号の次に次の1号を加える。

五 工学部の室にあつては小金井地区総務チームリーダー

第9条第2項第4号を次のように改める。

四 研究支援・産学連携チームリーダー

第12条中「農学部及び工学部の室にあつては当該学部の事務部において、遺伝子実験施設の室にあつては総務部研究協力課」を「農学部の室にあつては府中地区総務チーム、工学部の室にあつては小金井地区総務チーム、遺伝子実験施設の室にあつては研究支援・産学連携チーム」に改める。

附 則

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

国立大学法人東京農工大学科目等履修生規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成 16 年 1 2 月 2 7 日

国立大学法人東京農工大学長 宮 田 清 藏

1 6 教 規程第 8 1 号

国立大学法人東京農工大学科目等履修生規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学科目等履修生規程（1 6 教規程第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 4 号及び第 6 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

第 8 条第 1 項中「入学料」を「授業料及び入学料」に改める。

第 1 3 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

一 学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為があると認められる者

第 1 4 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の授業料は、入学手続きの時に納付し、又は履修科目の追加若しくは履修期間の更新をする時に納付しなければならない。

第 1 5 条に次のただし書きを加える。

ただし、授業料を納付した者が、履修開始月の前月末日までに入学辞退、一部科目等履修の取り消し及び履修期間の更新の取り消しを申し出て許可された場合は、当該授業料相当額を返付する。

附 則（1 6 教 規程第 8 1 号）

この規程は、平成 16 年 1 2 月 2 7 日から施行する。

国立大学法人東京農工大学内部監査規程を次のとおり制定する。

平成 17 年 1 月 1 2 日

国立大学法人東京農工大学長 宮 田 清 藏

1 7 経教 規程第 1 号

国立大学法人東京農工大学内部監査規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 1 0 条）
- 第 2 章 監査の計画（第 1 1 条－第 1 3 条）
- 第 3 章 監査の実施（第 1 4 条－第 1 6 条）
- 第 4 章 監査結果の報告と措置（第 1 7 条－第 1 9 条）
- 第 5 章 雑則（第 2 0 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）における内部監査の計画、実施及び報告等に関する基本的事項を定める。

（内部監査の意義）

第 2 条 内部監査は、本学の運営の自主性、自立性の拡大を踏まえ、本学の各組織等における本学の財務及び会計処理を含めた業務が、適切な内部牽制体制に基づき、適正かつ合理的に行われているかについて、調査、評価及び検討を実施し、助言、勧告及び命令を行うことにより、業務全般の改善を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第 3 条 この規程における用語の定義は、以下の各号による。

- 一 「内部牽制体制」とは、業務の実施とその承認を異なる担当者の間で行うことにより、業務が法令等に準拠して運営される体制をいう。
- 二 「会計処理」とは、会計取引が正当な証拠に裏付けられて適正に処理され、かつ、もれなく会計帳簿に記録されていることをいう。
- 三 「各組織等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第 3 条に定める組織及び施設並びに国立大学法人東京農工大学事務組織規程第 2 条に定める事務

組織をいう。

(内部監査の種類)

第 4 条 内部監査の種類は、次の各号による。

- 一 会計処理、予算管理、財産保全及び契約と履行が確実に行われていることを監査する会計監査
- 二 業務運営が適切な内部牽制体制の下で実施されていることを監査する業務監査

(内部監査の区分)

第 5 条 内部監査の区分は、次の各号による。

- 一 第 1 1 条に定める監査計画書に基づき実施する定期監査
- 二 監査室長が必要と認めたときに予告なく行う臨時監査
- 三 前 2 号以外で、学長が特に命じる事項について行う特別監査

(監査担当部署及び監査担当者)

第 6 条 内部監査に係る調査、評価及び検討の実施部署は、監査室とする。

- 2 監査室長は、調査、評価及び検討を行う監査担当者を本学職員の中から指名することができる。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、学長は、監査を実施する上で、特に必要があると認めるときは、本学の役職員の中から監査室の職員以外の者を監査担当者として指名し、監査を行うことができる。

(監査室長の権限)

第 7 条 監査室長は、内部監査を実施する各組織等（以下「被監査部局」という。）に対して必要に応じて質問をし、事実の説明を受け、及び必要な書類の提供を求めることができる。

- 2 監査室長は、必要と認めた場合には、学外の関係機関及び関係者に対して、本学業務に関連する事実の確認を求めることができる。
- 3 監査室長は、調査、評価及び検討の実施並びに被監査部局に対する助言及び勧告を行うものとする。

(監査担当者の遵守事項)

第 8 条 監査担当者は、常に公正不偏に立脚して監査を行わなければならない。

- 2 監査担当者は、監査実施上知り得た事項を正当な理由なく他の者に漏らし、又は不正に利用してはならない。
- 3 内部監査の実施に当たっては、被監査部局の業務運営に配慮しなければならない。

(被監査部局の遵守事項)

第9条 被監査部局は、内部監査が円滑に遂行されるよう監査室に協力しなければならない。

2 被監査部局は、監査室長から第7条第1項の求めがあった場合は、これを拒否してはならない。

(他の監査機関との関係)

第10条 監査室は、監事及び会計監査人と密接に連携を保ち、監査の各段階で監査効率の向上を図るよう努めなければならない。ただし、監査室が行う内部監査は、監事及び会計監査人が行う監査に対して、独立して実施しなければならない。

第2章 監査の計画

(監査計画書の作成)

第11条 監査室長は、年度毎に監査計画書を作成し、学長の承認を得なければならない。

2 監査室長は、前項に掲げる監査計画書を大幅に変更する場合及び臨時監査を実施する場合は、学長の承認を得なければならない。

3 監査室長は、監査計画書の作成に当たって、監事と調整を行わなければならない。

(監査実施計画書)

第12条 監査室長は、監査計画書に基づく監査実施計画書を作成し、定期監査を実施する。

(監査実施の通知)

第13条 監査室長は、事前に被監査部局の責任者に対し、前条に定める監査実施計画書を示した上で、定期監査の実施を通知しなければならない。

第3章 監査の実施

(監査の実施)

第14条 監査室長及び監査担当者は、監査実施計画書に従って定期監査を行わなければならない。ただし、監査室長が緊急又は特に必要があると認める場合は、当該理由を文書で被監査部局の責任者に示した上で、実施計画を変更して監査することができる。

(監査の方法)

第15条 監査は原則として実地監査により行う。ただし、実地監査の必要がないと認める場合は、被監査部局から提出させた書類等による書面監査をもって、実地監査に代えることができる。

(監査結果に基づく意見交換)

第16条 監査室長は、監査結果の説明及び課題等を確認するため、被監査部局との意見交換を行う。

- 2 前項に定めるほか、監査室長は、必要に応じて、被監査部局以外の各組織等との意見の調整及び課題の確認を行う。

第 4 章 監査結果の報告と措置

(監査結果の報告)

- 第 1 7 条 監査室長は、監査終了後、遅滞なく監査結果報告書を作成し、学長及び監事に報告するものとする。ただし、監査の結果につき緊急に措置を必要とすると認めた事項については、口頭をもって監査報告書に代えることができる。

(監査調書)

- 第 1 8 条 監査担当者は、監査実施計画に基づいて実施した監査結果の内容を記録しなくてはならない。

- 2 監査室長は、前項に掲げる記録を整理し、監査調書として保存しなければならない。

(業務改善命令)

- 第 1 9 条 学長は、監査結果の報告を受け、本学の業務遂行上、改善措置が必要であると認める場合には、被監査部局の責任者に対して業務改善命令を発することができる。

- 2 業務改善命令を受けた被監査部局の責任者は、速やかに業務改善計画書を作成し、学長に提出するものとする。

- 3 監査室長は、前項に掲げる業務改善計画書の遂行状況について、翌年度における定期監査の対象としなければならない。

第 5 章 雑則

(雑則)

- 第 2 0 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、監査計画書及び監査実施計画書において定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成 1 7 年 1 月 1 2 日から施行し、平成 1 6 年 1 0 月 1 日から適用する。

国立大学法人東京農工大学印章規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成 17 年 1 月 26 日

国立大学法人東京農工大学長 宮 田 清 藏

17 教 規程第 3 号

国立大学法人東京農工大学印章規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学印章規程（16 教規程第 7 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

東京農工大学大学院共生科学技術研究部長の印	研究支援・産学連携チームリーダー
-----------------------	------------------

」を

「

東京農工大学大学院共生科学技術研究部長の印	研究支援・産学連携チームリーダー 研究支援・産学連携チーム副チームリーダー
-----------------------	--

」に改める。

別表第 4 の次に次の注意書きを加える。

(注) 別表第 1 から別表第 4 において、管守責任者名が複数指定されている場合は、当該管守責任者毎に法人印がある。

附 則（17 教 規程第 3 号）

この規程は、平成 17 年 1 月 26 日から施行する。

人 事 異 動

〔学 長 発 令〕

発令年月日	異動内容	氏 名	新 職	旧 職	備 考
H16. 11. 1	配置換	大 内 勝 代	総務部総務課広報・ 調査係長	総務部人事課職員係長	
H16. 12. 1	昇 任	久 保 成 隆	教授大学院共生科学技 術研究部	助教授大学院共生科学 技術研究部	
"	"	千 葉 一 裕	教授大学院連合農学研 究科	助教授大学院共生科学 技術研究部	
"	"	小 島 寛 明	教授産官学連携・知的 財産センター	助教授産官学連携・知 的財産センター	
H16. 12. 31	辞 職	岡 部 望 美	東京大学施設部施設企 画課企画調整係	キャンパス整備チーム	
"	"	寒 川 義 裕	九州大学助教授大学院 応用力学研究所	助手大学院共生科学技 術研究部	
H17. 1. 1	昇 任	淵 野 雄 二 郎	教授大学院共生科学技 術研究部	助教授大学院共生科学 技術研究部	
"	採 用	尾 池 秀 章	助教授大学院共生科学 技術研究部	科学技術振興機構	
"	"	梶 田 真 也	助教授大学院共生科学 技術研究部	星薬科大学薬学部助手	
"	兼務(命)	千 葉 一 裕	国立大学法人東京農工大学大学院共生科学技術研 究部の兼務を命ずる		

学報のホームページ登載

学報は、平成 17 年 4 月から、従来の冊子体を廃止し、We b 化することになりました。

毎月 15 日、東京農工大学のホームページ上に登載しますので、学内の動き等をホームページ上で、常に確認することができ、またダウンロードして利用することができるようになります。

これまでと同様、学内規則・規程等の制定改廃、人事異動、学内のニュース等をリアルタイムに掲載します。次号(第 435 号)からの学報をよろしく願います。

(広報・社会貢献チーム)

行 事

〈平成 16 年 11 月〉

日	曜	本部・図書館関係事項	学部関係事項
1	月	役員会 13:30 組合交渉 15:00 学長選考に係る応募者の公募(11月19日まで)	学長室 農学教育部 放射線研究室資料調査委員会 17:00 農・第2会議室 学長室 農学部特別選抜願書受付(～5日まで) 工学部 推薦入学I・帰国子女特別選抜・中国引き揚げ者等子女 特別選抜出願期間(5日まで)
2	火		農学教育部 運営委員会 15:00 農・第2会議室
4	木	広報・社会貢献委員会・同小委員会(合同開催) 10:00	本・第1会議室 生物システム応用科学教育部 運営委員会 9:30 生・教育部長室 工学部 教育実習オリエンテーションII 18:30 農・本館21号教室
5	金	大学情報委員会 10:00	本・第1会議室 工学教育部 学生生活委員会 16:30 図書館メディア会議室
6	土		第6回子供科学教室(土曜クラブ) 10:00 博物館講堂
8	月	役員会 10:00 大学入試センター課長会議 14:30	学長室 大妻女子大
9	火	ノバスコシア・アグリカルチュラル・カレッジ学長来訪 16:00 知的財産センター入口オブジェ除幕式 12:00	学長室 知的財産センター 繊維博物館協議会 10:30 館長室
10	水	人事院上級国家行政セミナー外国人研修者来訪見学 14:00 就職ガイダンス(公務員説明会) 14:30	第1会議室及びVFSセンター 農・講堂 工学教育部 運営委員会 10:00 工・中会議室 農学教育部 教授会・連合院教官会議 14:30 農・第2会議室 工学教育部 教授会 15:00 工・大会議室 人事院上級国家行政セミナー 15:00 F S 繊維博物館秋の特別展「ミシンのアート 技術の歴史・芸術の開花」(14日まで)
12	木	大学教育センターセミナー 13:30	工・多目的会議室 第46回東京農工大学学園祭(14日まで)
13	金	専門職大学院説明会	工・新1号館
15	月	資料編纂小委員会 10:00	本・第一会議室 生物システム応用科学教育部 博士後期課程(017.4月入学)願書受付(22日まで) 生・事務室
16	火	第16-6回学生生活委員会 13:30 平成16年度新任事務補佐員研修会 10:00 全学計画評価委員会 10:00	学生部共用C 本・第2会議室 本・第1会議室
17	水	教育研究評議会 15:00 国際交流委員会 13:00	本・第1会議室 工学教育部 戦略企画委員会 10:00 工・中会議室 本・第2会議室 農学教育部 学生生活委員会 15:00 農・第1会議室 農学教育部 広報・社会貢献委員会 15:00 農・第2会議室 工学教育部 広報社会貢献小委員会 15:30 工・中会議室 農学教育部・農学部入試制度等研究委員会 16:30 農・第1会議室
19	金		工学部 推薦入学I 書類選考結果通知
22	月	役員会 13:30	学長室 連合農学研究科代議委員会 14:00 連・第1会議室
24	水	就職ガイダンス(公務員説明会) 14:30	工・多目的会議室 工学教育部 入試実施部会 10:00 工・中会議室 農学教育部・農学部教育委員会 14:45 農・第1会議室 農学教育部 財務委員会・施設整備委員会 15:00 農・第2会議室 工学教育部 総務委員会 15:15 工・中会議室 全国農学研究科全国共通ゼミナール(26日まで) 鳥取大学
25	木	文部科学省共済組合実地監査 意向調査実施に係る公示(学長選考) 第4回事務職員研修会 伊藤 伸 氏講演会 15:30	工・大会議室
26	金	インキュベーション施設1周年記念	
29	月		生物システム応用科学教育部 博士後期課程(017.4月入学)入学試験 生・講義室(予定)
30	火	収穫祭	工学部 推薦入学I・帰国子女、 中国引き揚げ者等子女選抜試験 9:00 工学部 推薦入学I 最終選考 農学部特別選抜試験

★ 府中図書館 定例休館日 11月30日(火)・臨時休館日 11月12日(金)・11月13日(土)
小金井図書館 定例休館日 11月30日(火)・臨時休館日 11月12日(金)・11月13日(土)

〈平成 16 年 12 月〉

日 曜	本部・図書館関係事項		学部関係事項	
1 水	役員・部局長・評議員懇談会 15:00 専門職大学院設置準備委員会 10:00 東京農工大学同窓会 18:30	本・第1会議室 本・第1会議室 パシフィックホテル東京	農学教育部 入試実施部会 10:00 工学教育部 施設整備委員会 15:15 工学教育部 教育委員会 15:15 工学教育部 学生生活委員会 15:30	農・第2会議室 工・中会議室 総合情報メディア1F多目的会議室 図書館メディア会議室
2 木	永年勤続者表彰 11:30	50周年記念ホール		
3 金	平成16年度国際交流懇談会 18:00	工・総合会館		
4 土	専門職大学院説明会 10:00	化学会館(御茶ノ水)	第8回子供科学教室(土曜日クラブ) 10:00	博物館講堂
6 月	産学官連携ビジネス交流会 9:30	学術総合センター		
7 火	第16-2回 教育部会 13:30	学生部共用会議室C	農学教育部 運営委員会 15:00	農・第2会議室
8 水	学長候補者選考に係る意向調査 9:00～17:00 就職ガイダンス 16:30	府中:農・本館第1会議室 小金井:中央棟応接室 農・講堂	生物システム応用科学教育部 教授会 9:30 工学教育部 運営委員会 10:00 工学教育部 広報社会貢献小委員会 15:15	生・大会議室 工・中会議室 未定
9 木	大学情報委員会 10:00	本・第1会議室		
10 金	第24回 多摩地区国立大学保健管理センター連絡懇談会 14:00 21世紀COEプログラム合同シンポジウム 9:30 第6回学長選考会議 14:00	50周年記念ホール 電気通信大学 本・第1会議室		
13 月	役員会 10:00	学長室		
14 火	第16-7回 学生生活委員会 13:00 第11回国立大学法人等西東京地区中堅職員研修会 (16日まで)	学生部共用会議室C 本・第2会議室	繊維博物館協議会 10:30	館長室
15 水	就職ガイダンス 16:30 チャロンコン大学訪問 10:00	工・講義棟0026 本・第1会議室	工学教育部 第1回教育部長候補者 意向調査投票日 9:00～13:00 工学教育部 運営委員会 10:00 農学教育部 教授会・連合院教員会議 14:30	工・応接室 工・中会議室 農・第2会議室
16 木	全学計画評価委員会 10:00	本・第1会議室	生物システム応用科学教育部 博士後期課程(H17.4月入学)合格発表 10:00 農学教育部 学生生活委員会 15:00	生・1階掲示板 農・第1会議室
17 金	大学入試センター担当者会議 10:00 環境安全衛生委員会 15:00	昭和女子大学 本・第2会議室	農学部 特別選抜合格発表 9:00 工学部 推薦入学 I、帰国子女特別選抜、 中国引揚者等特別選抜合格発表 10:00	農・正門掲示板 工・東門掲示板
20 月	第16-7回大学教育委員会 13:00 役員会 13:30 教育研究評議会(12月22日)打ち合わせ 役員会終了後 第2回大学教育センターセミナー 15:00 第16-4回史料編纂小委員会 15:00	未定 学長室 学長室 学生部共用会議室C 本・第1会議室	連合農学研究科代議委員会 14:00	連・第1会議室
21 火	第16-4回広報・社会貢献委員会・同小委員会 10:00	本・第1会議室		
22 水	国際交流委員会 13:00 教育研究評議会 15:00 「新潟中越地震」罹災学生と支援学生への義援金授与式 12:15 平成16年度東京農工大大学院12月修了式・学位授与式 14:20	本・第3会議室 本・第1会議室 学長室 学長室	工学教育部 第2回教育部長候補者意向調査投票日9:00～13:00 工学教育部 戦略企画委員会 10:00 農学教育部 計画評価委員会 10:00 農学教育部・農学部 教育委員会 14:45 農学教育部 財務委員会・施設整備委員会 15:00 農学教育部 広報・社会貢献委員会 15:00 工学教育部 総務委員会 15:15	工・応接室 工・中会議室 農・第1会議室 農・第1会議室 連・第1会議室 農・第2会議室 工・中会議室
24 金	教育改革検討委員会 10:00	学生部共用会議室C		
27 月	役員会 13:30	学長室		

★ 府中図書館 定例休館日 12月28日(火)・年末年始休館日 12月29日(水)～1月4日(火)
 小金井図書館 定例休館日 12月28日(火)・年末年始休館日 12月29日(水)～1月4日(火)

〈平成 17 年 1 月〉

日	曜	本部・図書館関係事項		学部関係事項	
4	火	17年賀詞交歓会	17:00	50周年記念ホール	
5	水				生物システム応用科学教育部 博士前期課程(H17.4月入学)(第2次)出願受付(11日まで) 生・事務室 工学教育部 社会貢献小委員会 15:30 工・8号館3階会議室
6	木				連合農学研究科4月入・進学願書受付(7日まで) 生物システム応用科学教育部 運営委員会 9:30 生・教育部長室
8	土				技術経営研究科(専門職大学院)入学試験(9日まで)
11	火				農学教育部 環境安全委員会 13:30 農・第1会議室 農学教育部 運営委員会 15:00 農・第2会議室
12	水	経営協議会	14:00	本・第1会議室	工学教育部 運営委員会 10:00 工・中会議室 工学教育部 教育委員会 15:15 工・8号館3階会議室 工学教育部 施設整備委員会 15:15 工・中会議室 工学教育部 学生生活委員会 15:30 工・図書館3階会議室
14	金	特別選抜(推薦入学Ⅱ)願書受付(20日まで) 大学入試センター試験事務説明会 9:00 工・大会議室 大学入試センター試験監督者説明会 10:00 工・大会議室 大学入試センター試験警備説明会 13:00 工・大会議室 広報・社会貢献委員会・同小委員会 10:00 本・第1会議室			
15	土	大学入試センター試験(16日まで)		小金井キャンパス	
17	月	役員会	13:30	学長室	連合農学研究科代議委員会 14:00 連・第1会議室
18	火				繊維博物館協議会 10:30 館長室
19	水	就職ガイダンス	16:30	工・新1号館0111	工学教育部 運営委員会 10:00 工・中会議室 農学教育部 教授会・連合院教員会議 14:30 連・第2会議室 工学教育部 教授会 15:00 工・大会議室
20	木	専門職大学院設置準備委員会 10:00 本・第1会議室 入試情報処理小委員会 15:00 学生部共用C会議室			農学教育部・農学部 学生生活委員会 13:00 農・第1会議室
21	金	大学教育委員会 9:30 学生部共用C会議室 学生生活委員会 13:00 農・第2会議室 大学教育センター主催事務職員研修 14:00 本・第2会議室 入学試験実施小委員会 16:00 学生部共用C会議室 国際交流委員会 17:00 本・第1会議室			技術経営研究科(専門職大学院)合格発表 13:30 工・中央棟1階掲示板
22	土	馬事施設しゅん功披露式典 11:30 馬術部馬場 専門職大学院説明会 14:00 キャンパスイノベーションセンター(旧町)			
24	月	一般選抜願書受付(2月2日まで) 私費外国人留学生特別選抜願書受付(2月2日まで) 華東大学副学長来学 9:30 学長室 役員会 10:00 学長室			技術経営研究科(専門職大学院)第2回入学試験願書受付(2月14日まで)
25	火	環境安全衛生委員会	15:00	本・第2会議室	工学教育部 博士後期課程入学試験 工学教育部 博士前期課程(外国人留学生特別選抜)入学試験
26	水	保健管理センター運営委員会 10:00 本・第1会議室 教育研究評議会 15:00 本・第1会議室 就職ガイダンス 16:30 農学部講堂			工学教育部 戦略企画委員会 10:00 工・中会議室 農学教育部・農学部 教育委員会 14:45 農・第1会議室 農学教育部 広報・社会貢献委員会 15:00 農・第2会議室 工学教育部 総務委員会 15:15 工・中会議室 工学教育部 社会貢献小委員会 15:30 工・8号館3階会議室
27	木				生物システム応用科学教育部 博士前期課程(H17.4月入学)(第2次)入学試験(28日まで) 10:00 生・講義室 他
28	金	平成16年若手事務職員研修	10:00	本・第2会議室	
31	月	広報・社会貢献委員会・同小委員会	13:30	本・第1会議室	

★府中図書館 定例休館日 なし・臨時休館日 なし
 小金井図書館 定例休館日 なし・臨時休館日 1月14日(金)～1月15日(土)
 両館とも後期定期試験に伴う延長開館 1月24日(月)～2月17日(木) 8:45～20:45

F M多摩丘陵（波丘地）の植物 その17

早春の草花から

春、F M多摩丘陵近隣に咲くキンポウゲ科の草本はアズマイチゲに始まり、ニリンソウ、イチリンソウ、ヒメウズ、ケキツネノボタン、キンポウゲなどです。この内イチリンソウ、ケキツネノボタン、キンポウゲがF M多摩丘陵内に生息しています。ニリンソウ、ヒメウズは、お隣の都立長沼公園には生息していますが、F M多摩丘陵内では見られません。



イチリンソウ コブシの花弁 ニリンソウ

花の色は、ニリンソウ、イチリンソウ、ヒメウズが白で、ケキツネノボタン、キンポウゲが黄色です。面白いことに、白い花のニリンソウ、イチリンソウ、ヒメウズともに花弁の裏側がほんのり紅色がかっています。特に蕾の時は、この紅色が濃いようです。このことはキンポウゲ科の花に限ったことではないようで、コブシの花弁にも同様に紅色の部分がありまし

た。神様のなさった春の隠し味でしょうか。

キンポウゲ科の草本は、どれも少し湿っているとこを好みます。これを逆に見て、キンポウゲ科の草本が生えていたら、その土壌はある程度湿度があると見ていいのでしょうか。



ケキツネノボタン



キンポウゲ（別名 ウmanoアシガタ）

農工大の樹 その53



〈 解 説 〉

カ ヤ

(イチイ科カヤ属の種、学名：*Torreya nucifera* Sieb. et Zucc.)

この種は樹高25m、直径2mにもなる常緑針葉高木で、岩手県、山形県以南の本州、四国、九州、屋久島、韓国の済州島に分布しています。自然の生育地は高海拔の常緑広葉樹林の中で、ウラジログシヤアカガシなどと混生しています。名前の由来は、枝葉を焚いて「蚊(か)遣り(やり)」に使ったからとか、丸太材を扱うと体がかゆくなるからとか言われていますが、定説はないようです。写真に見るように、枝は対生で、先が針状で光沢のある葉が枝に2列に並んで着きます。また、秋には雌株の木に油脂を多く含む丸い種子が着きます。この種子は食用油の他、十二指腸虫の駆虫薬や漢方薬としても用いられました。済州島では、李王朝にこの種子を献上していたそうです。この材で作った碁盤は最高級品で、石を打つとくぼんで石の座りがよく、取るとその弾力で平らになるといわれ、打つ人の肩も凝らないそうです。済州島にはカヤの保護林があります。戦前、済州島の施政にあっていた上級官吏が任を終えて日本に帰るときに碁盤用にカヤの大木を伐採をして運んでしまったと、今でも恨みを込めて伝えられています。また、この種は仏像彫刻にも使われました。大分県の国東半島にある富貴寺に安置されている仏像はカヤで刻まれており、余った材でお堂を建てたとも伝えられています。以前は、各地にそれほど大きな個体が生育していたのでしょうか。また、日本海側の低地には2m程度の低木にしかならないこの変種であるチャボガヤがみられます。

(共生科学技術研究部教授 福嶋 司)